

令和4年第4回定例会  
赤井川村議会会議録  
第1日（令和4年12月13日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 決算特別委員会 認定第1号 令和3年度赤井川村一般会計歳入歳出決算の認定に  
委員長報告 について
- 第 5 認定第2号 令和3年度赤井川村後期高齢者医療特別会計歳入歳  
出決算の認定について
- 第 6 認定第3号 令和3年度赤井川村国民健康保険特別会計歳入歳出  
決算の認定について
- 第 7 認定第4号 令和3年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計  
歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認定第5号 令和3年度赤井川村簡易水道事業特別会計歳入歳出  
決算の認定について
- 第 9 認定第6号 令和3年度赤井川村下水道事業特別会計歳入歳出決  
算の認定について
- 第10 議案第62号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について
- 第11 議案第63号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を  
改正する条例案について
- 第12 議案第64号 教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する  
条例案について
- 第13 議案第65号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正  
する条例案について  
全員で構成する予算特別委員会の設置
- 第14 議案第66号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案について
- 第15 議案第67号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備  
に関する条例案について
- 第16 議案第68号 赤井川村山村活性化支援センター設置条例の一部を改正する条例  
案について
- 第17 議案第69号 令和4年度赤井川村一般会計補正予算（第9号）
- 第18 議案第70号 令和4年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第19 議案第71号 令和4年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

第20 議案第72号 令和4年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

第21 議案第73号 令和4年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第3号）

第22 諮問案第1号 人権擁護委員の推薦に付き意見を求めることについて

第23 一般質問

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について

忠魂碑の補修に係る要望書について

◎出席議員（7名）

1番	連	茂	君	2番	曾	根	敏	明	君		
4番	能	登	ゆう	君	5番	湯	澤	幸	敏	君	
6番	川	人	孝	則	君	7番	山	口	芳	之	君
8番	岩	井	英	明	君						

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

村	長	馬	場	希	君						
副	村	長	大	石	和	朗	君				
会	計	管	理	者	谷	早	苗	君			
総	務	課	長	高	松	重	和	君			
住	民	課	長	瀬	戸	雅	哉	君			
保	健	福	祉	課	長	神	信	弘	君		
産	業	課	長	秋	元	千	春	君			
建	設	課	長	今	城	豪	君				
教	育	課	長	根	井	朗	夫	君			
教	育	委	員	会	次	長	藤	田	俊	幸	君

◎議会事務局

事	務	局	長	横	井	慎	之	君
書	記	伊	藤	秋	恵	君		

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○議長（岩井英明君） おはようございます。ただいまの出席議員数は7名です。  
定足数に達しておりますので、令和4年第4回赤井川村議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（岩井英明君） 直ちに本日の会議を開きます。  
今期定例会に提出されました案件は、議案12件、諮問案1件であります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩井英明君） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。  
今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において7番、山口芳之君及び1番、連茂君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（岩井英明君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月14日までの2日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。  
よって、会期は本日から12月14日までの2日間と決定いたしました。  
なお、会期中の会議予定につきましては、先ほど配付いたしました会期予定表のとおりでありますので、ご了承願いたいと思っております。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（岩井英明君） 次に、日程第3、諸般の報告をさせていただきますので、お手元の議長諸報告資料を御覧願いたいと思っております。

第1に、本日は地方自治法第121条の規定により、1ページの報告書のとおり、説明員の出席を求めているので、報告いたします。

第2に、地方自治法第235条の2の規定により、監査委員より令和4年11月分の例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、2ページとして配付いたしております。

第3に、去る11月9日に第66回町村議会議長全国大会が開催され、3ページから7ページに配付いたしておりますように決議がなされましたので、報告申し上げます。

続いて、村長より行政報告を行います。

村長より報告を求めます。

村長。

○村長（馬場 希君） では、改めておはようございます。行政報告を4点したいと考えております。

まず、1ページ目をお開きください。ふるさと納税の状況についてでございます。まずは、1としてふるさと納税の申込み状況です。本年4月から11月末時点での申込み状況は、1.7億円となっており、前年度比75%という状況は平成28年度からふるさと納税に取り組み、初の減少傾向になっております。下記にグラフで表しております。

2として、ふるさと納税受入れ実績の推移でございます。平成28年度よりポータルサイトを活用したふるさと納税の募集を展開し、全国的なふるさと納税制度の認知度向上をはじめ、コロナ禍という特殊事情、地域特産品であるお礼の品に対する魅力、村という小さな自治体を応援しようとする心理など、赤井川村に対するふるさと納税は様々な要因があると推測しています。なお、昨年度はANAふるさと納税ポータルサイトへの参加、本年度はふるさとチョイスと連携するauふるさと納税、セゾンのふるさと納税とも連携し、4ポータルサイトにより募集を展開しております。推移については、下記グラフのとおりです。

2ページ目をお開きください。3、ふるさと納税の使途意向でございます。本年4月からふるさと納税募集に関しては、まち・ひと・しごとに関わる事業を使途として募集を展開しております。

4、お礼の品の状況でございます。令和4年4月から令和4年11月までのお礼の品の状況については、次のとおりとなっておりますということで、青い部分のバターが54%、赤色のアスパラが16%ということで、以下それぞれの区分になってございます。

ふるさと納税については以上でございます。

3ページ目をお開きください。2点目の令和4年度赤井川村ふるさと納税事業及び公共観光施設を核とした関係人口構築業務に関する中間報告でございます。

まず、1点目として業務の目的です。新型コロナウイルス感染症に係る様々な制限が段階的に緩和されている状況が見られている中、停滞した観光需要の活性化を図るため、村の公共観光施設（カルデラ温泉・道の駅あかいがわ）の客観的な現状把握を行い、今後の運営に向けた魅力ある地元食材を活用した食メニュー、特産品開発を進めるとともに、ふるさと納税寄附者との交流会や効果的な地域特産品のプロモーションを進め、ふるさと納税新規登録者及びリピーターを確保するとともに、人が集う観光施設づくりとこれら施設を核とした関係人口の構築を図ることを目的としております。

2として、業務の中間報告です。（1）として、ふるさと納税のファンミーティング運営業務につきましては、①としてふるさと納税PRに関する返礼品生産者との意見交換会ということで、9月の16日と10月の14日、2回開催しております。このときの意見交換に際して、ふるさと納税寄附者との交流という目的及び参加利便性を考慮し、村内開催から札幌市内における開催へと計画を変更しております。以下がその変更の部分です。

②として、赤井川村ファンミーティング（交流会）の実施、コロナ対策等を踏まえ、2

日間に分けて交流会を実施予定です。ファンミーティング開催日及び開催場所、参加予定数ですけれども、日時としては12月の17、18日、この週末でございます。いずれも12時から13時30分を予定し、場所はクロスホテル札幌、札幌市中央区にございます。参加予定数は2日間で計80名、38世帯と。参加者を赤井川村応援大使として任命し、任命証を授与する予定でございます。抽せんにより参加できなかった寄附者に対しては、カルデラ温泉入浴券を2枚を進呈をしていきたいと考えてございます。

(2)、ふるさと納税プロモーション業務でございます。1として、メディアを活用した広報業務、マスメディア（道内民放）を活用した赤井川村のプロモーションを実施予定です。企画内容については、今後詳細を協議することとしております。4ページに入ります。放送局としては北海道テレビ（HTB）、番組名は「LOVE HOKKAIDO」、放送日は令和5年3月12日を予定しております。時間は午前11時10分から5分程度を予定してございます。

次に、大手検索サイトを活用したふるさと納税に関する広告を実施ということで、期間はこの12月23日から31日まで、ふるさと納税申込みピークに合わせて実施予定でございます。首都圏地域に対するインターネット広告の実施により、赤井川村へのふるさと納税誘引を図ることとしております。

②として、ふるさと納税紹介パンフレットの作成でございます。地域の魅力やふるさと納税をPRすることを目的にパンフレットを制作中でございます。制作部数としては2,000部、形態は12ページのカラー刷りと考えてございます。

(3)、公共観光施設の魅力向上調査業務についてでございます。①として、村内での主な活動ということで、これまでの経過でございます。9月の21日に商品開発に係る意見交換会ということで、10団体、12名で行っております。9月22日に観光施設関係者（道の駅）との意見交換、9月30日には温泉の関係者との意見交換、10月17日は村内カボチャ生産者との意見交換、10月28から29日は商品開発として試食会の開催をしております。試食会の内容につきましては、村体育館、文化祭において来場者を対象に85名アンケート回収を行っております。味、見た目、食べ方ともに90%以上が高評価、とてもよい、よいと回答をいただいております。

②、調査業務活動としまして、各公共観光施設の来場者数、販売動向などの分析を行うというものでございます。8月、9月、10月、公共観光施設への現地訪問（複数回）、状況確認、2つ目のポツとして関係者との意見交換を踏まえ、コロナ前後の来訪者傾向と販売額の傾向についてデータ整理・分析を行い、要因の把握や仮説の生成に着手するというところでございます。今後は、データ分析・仮説を踏まえて関係者に対するヒアリングを実施し、販売施策等の提案に向けた調査・分析を継続的に実施したいと考えております。

来場者動線及び販売戦略の検討でございます。来訪者数の傾向や販売動向を踏まえ、公共観光施設における全体動線の在り方、施設の備え、商品配置などについて意見交換・ヒアリングを実施。運営主体の意見も踏まえながら、上記の販売動向等の分析も踏まえ、施

設機能が発揮される具体的提案を現在整理中でございます。

新商品メニュー開発、特産品開発でございます。村産品等を活用した新たな商品開発として、赤井川産カボチャを活用したパンプキンスープ、赤井川産メイプルシロップを活用したカップアイスを試作中でございます。試食会等の開催や村内外でのテスト販売の実施に向けて現在検討しております。スープに関しては試作品のほか、村素材を活用した商品開発案を提案予定でございます。

エリア周遊観光資源、商品化検討ということで、村内及び公共観光施設を起点にした村内外の周遊観光ポテンシャル調査、アフターコロナを見据えた新観光商品の検討。赤井川村DMO等関係機関と協議し、具体的なモデルプランを立案し、令和5年度のテスト販売を検討すると。現在、観光ポテンシャルの基本整理を行っており、令和5年1月よりモデルプランの構築検討を予定しております。

その他、調査業務に関わる事項として、進捗報告と助言をいただく場として定期的な意見交換会を予定しております。これにつきましては、先ほど第1回目を行いました10団体、12名を予定して1月中旬に開催を予定しております。調査事業によって明らかになった課題の解決に向けた具体的事業の実施方法・手段及び助成事業活用の可能性の検討を進めていきたいというふうに考えてございます。

今回の調査におきまして、これらと連携する形で観光という部分に関してですけれども、この15日からキロロのスキー場リゾートのCMがまた新たに流れますけれども、これら今ご紹介した、報告した中間報告でも示しているように観光という部分に特化しておりますので、CMも今まではキロロスキー場は赤井川村の中にあるというようなコンセプトでいろんなCMとか運営のPRをしてきたのですけれども、赤井川村を前面に出して、赤井川村の中にキロロリゾートがあるというようなコンセプトで今シーズンはいろいろとPRを進めていくと。まず、その第1弾としてこの15日のテレビCMは赤井川村が前面に出たようなCMになるということでございますので、付け加えてご報告をさせていただきたいというふうに思います。

続きまして、温泉熱（カルデラ温泉）新規掘削及び公共施設エネルギー転換設備等導入実施設計業務の進捗状況についてでございます。契約概要としては、委託業務期間が令和4年5月12日から令和5年3月15日まででございます。業務委託料は1億7,820万円、契約の相手方は北電総合設計株式会社でございます。

3号井掘削進捗状況でございます。9月より掘削を開始しております。9月末で203メートル、10月末で505.32メートル、11月末で746.68メートル、12月10日現在で921.41メートルでございます。11月22日火曜より24時間掘削体制へ移行し、1月上旬の掘削完了へ向け作業を継続しております。目標は1,500メートルということで進めております。これらの作業につきましては、北海道立総合研究機構（道総研）と進捗状況を共有し、様々な指導をいただきながら作業を進めていくという状況でございます。

掘削後のスケジュールとしては、1月中に揚湯試験を実施予定でございます。揚湯試験

結果により令和5年度の事業実施に向け、カルデラ温泉の暖房・給湯、体育館の暖房の温泉熱利用設備実施設計書を作成していきたいというふうに考えてございます。

最後でございます。7ページ目、令和4年9月1日以降工事等発注状況でございますけれども、9月2日の落合線道路災害復旧工事から10月24日の土地評価（標準宅地）鑑定評価業務までの17件についてご報告をさせていただきます。

以上、4件について行政報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） ただいまの行政報告に関し、確認の意味を含め質疑もあろうかと思いますが、後ほど設置予定の予算特別委員会の中で時間を設けたいと考えておりますので、以上で行政報告を終了いたします。

#### ◎日程第4ないし日程第9 決算特別委員会委員長報告

○議長（岩井英明君） 次に、日程第4、日程第5、日程第6、日程第7、日程第8及び日程第9、決算特別委員会委員長報告を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

川人委員長。

○決算特別委員会委員長（川人孝則君） おはようございます。決算特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された認定第1号 令和3年度赤井川村一般会計歳入歳出決算の認定について及び認定第2号 令和3年度赤井川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について及び認定第3号 令和3年度赤井川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について及び認定第4号 令和3年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 令和3年度赤井川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 令和3年度赤井川村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、審査の結果、認定すべきものと決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

以上です。

○議長（岩井英明君） 委員長の報告が終了いたしましたので、これより委員長報告に対する一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

川人委員長、自席へ。

討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第1号 令和3年度赤井川村一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岩井英明君) 起立多数であります。

よって、認定第1号 令和3年度赤井川村一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号 令和3年度赤井川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岩井英明君) 起立多数であります。

よって、認定第2号 令和3年度赤井川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号 令和3年度赤井川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岩井英明君) 起立多数であります。

よって、認定第3号 令和3年度赤井川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号 令和3年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岩井英明君) 起立多数であります。

よって、認定第4号 令和3年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算

の認定につきましては、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号 令和3年度赤井川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岩井英明君) 起立多数であります。

よって、認定第5号 令和3年度赤井川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号 令和3年度赤井川村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岩井英明君) 起立多数であります。

よって、認定第6号 令和3年度赤井川村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎日程第10 議案第62号ないし日程第13 議案第65号

○議長(岩井英明君) 次に、日程第10、議案第62号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

この際、日程第11、議案第63号から日程第13、議案第65号までを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第62号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、日程第11、議案第63号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について、日程第12、議案第64号 教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について及び日程第13、議案第65号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(高松重和君) ただいま上程いただきました議案第62号から議案第65号につ

いては、本年度人事院勧告に基づく給与改正となっております。一括してご説明申し上げます。

初めに、条例改正に係る本年度人事院勧告の概要についてご説明いたします。恐れ入りますが、議案第62号の28ページをお開きください。本年度人事院勧告による給与勧告のポイントは、資料上段の2点となっております。1点目は、民間給与との格差0.23%を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額の上上げ、2点目はボーナスの0.1月の上上げで、民間の支給状況等を踏まえ、勤勉手当に配分するものとなっております。これにより年間のボーナス支給月数を現行の4.3月から4.4月とするものです。

資料下段に2としまして、給与改定の内容と考え方がありますが、給与の上上げに関しては民間企業における初任給の動向等を踏まえ、大卒程度の初任給を3,000円、高卒者にあつては4,000円上上げし、これを踏まえ、20歳代半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶよう30代半ばまでの職員が在籍する号俸について給料表の改定を行うものです。

以上、人事院勧告の概要説明を終了し、各議案についてご説明いたします。なお、改正条例案及び新旧対照表の朗読はいたしません。改正要点資料にてご説明させていただきます。

議案第62号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年12月13日提出、赤井川村長。

条例改正の理由としましては、人事院勧告に基づく給与改定に伴い、この条例を改正しようとするものであります。

議案27ページの改正要点資料を御覧ください。改正条例案第1条においては、本年度人事院勧告に基づく勤勉手当支給率の改正で、勤勉手当年間支給率を現行の100分の190から100分の200へと改正し、年間の期末、勤勉手当支給率を100分の430から100分の440とするものです。また、別表の行政職給料表1から3を平均改定率0.3%として改正するもので、対象は30代半ばまでの職員となります。なお、勤勉手当は令和4年12月支給分から、給料表については令和4年4月1日に遡及し、適用するものです。

改正条例案第2条においては、令和5年6月以降支給分の勤勉手当率を6月、12月ともに100分の100と改正し、年間の支給率を100分の200とするものです。

改正附則においては、改正条例の施行期日をはじめ、条例改正前の規定に基づいて支給された給与は、条例改正後の給与の内払いとみなす規定を定めております。

次に、議案第63号に移ります。議案第63号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年12月13日提出、赤井川村長。

条例改正の理由としましては、村ではかねてより国交準拠の方針を取っており、先ほどご説明いたしました人事院勧告に基づき期末手当率を改正したく、この条例を改正しようとするものであります。

議案3ページの改正要点資料を御覧ください。改正条例案第1条では、期末手当の支給率を本年12月支給分から遡及適用し、年間支給率を改正前の100分の430から100分の440に改正するとともに、改正条例案第2条においては来年度の6月、12月の期末手当支給率を100分の220とし、年間100分の440を支給する改正内容となっております。

また、改正条例案附則第1条においては条例改正の施行期日を定め、附則第2条においては既に支給されている期末手当については、条例改正後の規定を適用させる場合は、条例改正前の規定に基づいて支給された期末手当は条例改正後の期末手当の内払いとみなす規定を定めております。

続きまして、議案第64号に移ります。議案第64号 教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について。

教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年12月13日提出、赤井川村長。

条例改正の理由及び改正内容につきましては、先ほどの議案第63号と同様となっておりますので、説明を省略させていただきます。

最後に、議案第65号についてご説明いたします。議案第65号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年12月13日提出、赤井川村長。

本議案につきましても、条例改正の理由並びに改正内容につきましては議案第63号と同様となっておりますので、ここでも説明を省略させていただきます。

以上で議案第62号から議案第65号までを一括してご説明させていただきました。ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第62号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第62号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第62号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第62号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第63号から議案第65号につきましては、全員で構成する予算特別委員会を設置し、付託の上、審議することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第63号から議案第65号につきましては、予算特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

なお、ただいま設置いたしました予算特別委員会の委員長につきましては、先ほど協議のとおり川人孝則議員に、副委員長につきましては湯澤幸敏議員をお願いしたいと思っておりますので、よろしく取り計らい願いたいと思っております。

◎日程第14 議案第66号及び日程第15 議案第67号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第14、議案第66号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

この際、日程第15、議案第67号までを一括議題といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、日程第14、議案第66号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案について及び日程第15、議案第67号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（高松重和君） ただいま上程いただきました議案第66号から議案第67号については、地方公務員法の改正に伴う定年延長に関連する条例改正となっておりますので、一括してご説明申し上げます。

議案第66号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案について。

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年12月13日提出、赤井川村長。

条例改正の理由としましては、地方公務員法の改正に伴い、国家公務員同様に職員の定年を引き上げるため、この条例を改正しようとするものであります。

まず初めに、地方公務員法の定年引上げの概要についてご説明させていただきます。恐れ入りますが、議案の24ページをお開きください。資料上段の1にありますように、地方公務員の定年は国家公務員の定年を基準として各地方公共団体において条例で定めるものとされ、国家公務員法等改正法により国家公務員の定年が段階的に65歳と引き上げられることを踏まえ、地方公務員の定年についても同様に改正が必要となります。資料の表にありますように、定年引上げについては現行の定年年齢60歳を段階的に65歳へと引き上げ、令和5年度から2年に1歳ずつ定年が引き上げられます。表中、右欄には現在在職している職員の定年退職の予定を記載しております。

次のページへお進みください。段階的定年引上げに伴う60歳以降の多様な勤務制度の概観についてご説明いたします。定年引上げによりまして、65歳までフルタイムで勤務することを原則とする中、60歳以降の職員の勤務制度として本人の意向を踏まえ、次のような任用形態となります。1つ目として、役職定年により管理監督職から非管理監督職として定年年齢まで引き続き勤務するケースで、この場合、60歳を超えた職員の給与水準については60歳時点の7割水準となります。2つ目として、引き続き非管理監督職として定年年齢まで引き続き勤務するケースで、この場合の給料も60歳時点の7割水準となります。3つ目としては、60歳を超えて一旦退職し、地方公務員法において新たに創設された定年前再任用短時間勤務として勤務するという形になります。また、定年の段階的な引上げ期間中においては定年退職後、暫定再任用職員として現行の再任用制度同様の任用形態、給与水準によりまして65歳まで勤務することが可能となります。

以上で定年引上げの概要説明を終了し、各議案についてご説明させていただきます。

なお、改正条例案及び新旧対照表の朗読はいたしません。改正要点資料にてご説明させていただきます。

議案20ページ目の改正要点資料を御覧ください。今回の改正は、総務省から示される条例例に沿って改正をしており、法改正に伴う引用条項や文言の整理に関する説明は省略をさせていただきます。

条例第3条の改正では、国家公務員の定年と同様に定年年齢を65歳と改正するものです。

第4条の改正は、現行条例に規定される定年退職の特例に関する文言の整理となっております。

第6条及び第7条は、法改正による管理監督職勤務上限年齢、役職定年の対象となる職員について管理職手当の支給対象職員であることを規定するとともに、管理監督職の上限年齢を60歳と規定するもので、この改正によりまして60歳を超える管理監督職については

役職定年が設けられることとなります。

第8条の改正は、法改正による役職定年に伴う降任に関し、降任する職の適性、管理監督職以外の上位の職制への降任等、任命権者が遵守すべき基準を規定するものです。

次のページへ進みます。第9条の改正は、管理監督職上限年齢、役職定年の特例として、役職定年後においても引き続き管理監督職として勤務させることができる事由を規定するもので、この規定により役職定年を迎えても特例的任用として引き続き管理監督職に任用される場合があるということになります。

第10条の改正は、前条の特例任用を行う際の職員の同意、第11条は特例任用すべき事由が消滅した場合の措置を規定しております。

第12条及び第13条は、法に規定する定年前再任用短時間勤務の任用について、60歳以後に退職した職員を対象にすること及び法の規定によりまして村が加入する一部事務組合の60歳以上退職者についても短時間勤務の職に採用することができるという規定を整備するものとなっております。

次のページへ進みます。附則第3項の追加によりまして、定年年齢の段階的引上げに関する経過措置として、国家公務員に準拠し、令和5年4月から令和13年3月31日までの間、2年ごとに1歳ずつ定年を引き上げること、また附則第4項では現行条例において定年の特例が定められている技能労務職員に対する定年年齢の経過措置を定めております。

以上で議案第66号の説明を終了します。

引き続き、議案第67号に移ります。議案第67号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案について。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年12月13日提出、赤井川村長。

条例改正の理由としましては、地方公務員法の改正による定年引上げに伴い、関係条例を整備する必要があるため、この条例を制定しようとするものであります。

改正内容のご説明の前に、地方公務員法の改正についてご説明させていただきます。先ほどの定年引上げの概要に類する点もございますが、議案最終ページをお開きください。地方公務員法の改正では、1点目として組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため役職定年制を導入するものです。2点目は、定年前再任用短時間勤務制の導入で、60歳に達した日以後、定年前に退職した職員について、本人の希望により短時間勤務の職に65歳まで採用することができる制度が創設されます。3点目として、情報提供、意思確認制度の新設で、60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供し、職員の60歳以後の勤務の意思を確認するよう努めるものとされています。最後に、4点目として均衡の原則に基づき、国家公務員同様に60歳を超える職員の給料月額を60歳前の7割水準に、60歳以後、定年前の退職を選択した職員が不利にならないよう当分の間、定年を理由とする退職と同様に退職手当を算定することとされており、これらに関係条例を整備するため総務省

から示される条例例に沿って7条例の改正と1条例の廃止を一括して行うものです。

議案38ページ目をお開きください。改正条例の内容をご説明いたしますが、主要な改正点についてご説明させていただきます。整備条例第1条として、赤井川村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正を行うもので、法改正に伴う引用条項の整理を行うものです。

整備条例第2条として、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正を行うもので、第1条の3の改正において降給の種類として分限処分によるほか、法改正による役職定年に伴う降給を新たに規定するものです。

整備条例第3条は、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正となっております。第3条の改正として60歳後の給料月額7割措置の適用に伴う所要の改正を行うものです。

整備条例第4条は、赤井川村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正で、法改正に伴う引用条項等の整理です。

次のページへ移ります。整備条例第5条は、赤井川村職員の育児休業等に関する条例の一部改正で、第2条第3号、第10条第3号に関して、それぞれ育児休業することができない職員、育児短時間勤務をすることができない職員として、役職定年の特例により引き続き管理監督職として勤務する職員を追加するものです。

整備条例第6条は、職員の給与に関する条例の一部改正となっております。第5条第10項の改正は、法改正に伴う引用条項等の整理のほか、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額の算定方法を規定する改正、次のページを飛ばしまして41ページ目になりますが、附則第7項の追加につきましては60歳に達した以後、60歳到達後の最初の4月1日における職員の給料は当該職員の受ける給料月額に100分の70を乗じて得た額とすることを規定するとともに、附則第8項では60歳到達後の職員の給料月額7割措置が適用されない職員を規定するもの、附則第9項では法改正による役職定年により管理監督職から他の職へ降任した場合の給料の取扱いの特例を定める規定となっております。

次のページへ進みます。中段、別表4の級別基準職務表、行政職給料表(1)、4級の職務に主査、主任専門員を、3級の職務に専門員を追加する改正となっており、4級主査職は役職定年により非管理職へ降任する際の職名、4級主任専門員は係長職において60歳を超え、組織内代謝を図るため係長職からスライドする際の4級相当職としての職名、3級専門員については定年退職後、65歳までの暫定再任用期間における職名を整備するものです。

整備条例第7条は、職員に関する旅費支給条例の一部改正を行うもので、法改正に伴う引用条項の整理、整備条例第8条においては法改正に伴い、職員の再任用に関する条例を廃止するものです。

終わりになりますが、整備条例施行附則においては改正条例の施行期日、暫定再任用職員の給料等に関する経過措置規定を定めておりますことを申し上げ、長くなりましたが、

議案第66号から議案第67号を一括してご説明させていただきました。ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより一括質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第66号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第66号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第66号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第67号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第67号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案については、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第16 議案第68号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第16、議案第68号 赤井川村山村活性化支援センター設置条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（高松重和君） ただいま上程いただきました議案第68号についてご説明いたします。

なお、改正条例及び新旧対照表の朗読はいたしません、改正要点資料にてご説明させていただきます。

議案第68号 赤井川村山村活性化支援センター設置条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村山村活性化支援センター設置条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年12月13日提出、赤井川村長。

条例改正の理由としましては、山村活性化支援センターの有効活用を進めるべく、指定管理者制度による管理運営方式を可能とするため、この条例を改正しようとするものであります。

議案5ページ目をお開きください。第3条の2の改正につきましては、指定管理者制度による管理を行わせることができる規定を新設するもの、第3条の3は指定管理者制度が行われた場合の管理の基準を新たに設けるものです。

第5条第1項は文言の整理、第5条第2項の改正は指定管理者による管理が行われた場合は、施設利用料金として指定管理者の収入として収受させることができる規定を新設し、同条第3項の規定は指定管理者による管理が行われた場合の施設利用料金については、使用料徴収条例に定める使用料の範囲内において村長の承認を得て定める規定を新設するものです。

次に、条例第6条の改正は見出しの文言の整理、最終ページになりますが、同条第2項の改正は指定管理者による管理が行われた場合の利用料金の還付手続に関する読みかえ規定を新設するものです。

今回の条例改正により従来の村管理のほか、指定管理者制度の導入を可能にしようとするものでございます。

終わりになりますが、この条例の施行期日は公布の日からとしていることを申し上げ、ご説明いたします。ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第68号につきましては、先ほど設置することに決定いたしました予算特別委員会に付託の上、審議することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第68号につきましては、予算特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

ここで若干休憩します。11時まで休憩します。

午前10時51分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（岩井英明君） 会議を再開いたします。

◎日程第17 議案第69号ないし日程第21 議案第73号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第17、議案第69号 令和4年度赤井川村一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

この際、日程第17、議案第69号から日程第21、議案第73号までを一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、日程第17、議案第69号 令和4年度赤井川村一般会計補正予算（第9号）、日程第18、議案第70号 令和4年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第19、議案第71号 令和4年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、日程第20、議案第72号 令和4年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）及び日程第21、議案第73号 令和4年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第3号）を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（馬場 希君） それでは、補正予算の議案の提案説明に入る前に一言おわびを申し上げます。

今回の議案作成に当たり、凍結案件の処理方法において私どもに手落ちがあり、配付済み議案に修正を生じさせ、議員の皆様には混乱を与えてしまい、大変申し訳ございませんでした。今後しかる手続を経て、後日改めて予算処理については相談させていただきたいと考えております。このたびは、大変申し訳ございませんでした。

それでは、議案のほうの説明に入らせていただきます。まずは、令和4年度赤井川村一般会計補正予算書（第9号）でございます。1ページをお開きください。議案第69号 令和4年度赤井川村一般会計補正予算（第9号）。

令和4年度赤井川村の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,244万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億8,055万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年12月13日提出、赤井川村長。

次のページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。12款分担金及び負担金、既定額から21万4,000円を減じ、371万2,000円に、1項の負担金の減でございます。

13款使用料及び手数料、既定額に8,000円を追加し、3,150万2,000円とするものでございます。1項の使用料の追加でございます。

14款国庫支出金、既定額に112万1,000円を追加し、4億558万8,000円にしようとするものでございます。1項の国庫負担金で10万9,000円の追加、2項国庫補助金で101万2,000円の追加でございます。

続いて、15款道支出金、既定額に232万7,000円を追加し、7,874万8,000円にしようとするものでございます。1項の道負担金で14万8,000円の減、2項道補助金で150万6,000円の増、3項委託金で96万9,000円の追加でございます。

18款繰入金、既定額から591万4,000円を減じ、9,630万7,000円に、2項の基金繰入金の減でございます。

20款諸収入、既定額に11万4,000円を追加し、7,111万5,000円に、4項雑入の追加でございます。

21款村債、既定額に1,500万円を追加し、1億4,675万5,000円に、1項村債の追加でございます。

歳入合計、既定額に1,244万2,000円を追加し、28億8,055万5,000円にしようとするものでございます。

続いて、歳出に入ります。1款議会費、既定額から28万1,000円を減じ、4,795万5,000円に、1項議会費の減でございます。

2款総務費、既定額に393万6,000円を追加し、8億6,756万2,000円にしようとするものでございます。1項の総務管理費で193万円の追加、4項選挙費で199万1,000円の追加、5項統計調査費で1万5,000円の追加でございます。

3款民生費、既定額から798万3,000円を減じ、3億7,873万8,000円にしようとするものでございます。1項社会福祉費で811万7,000円の減、2項児童福祉費で13万4,000円の追加でございます。

4款衛生費、既定額に1,182万3,000円を追加し、2億8,553万3,000円にしようとするものでございます。1項保健衛生費の追加でございます。

5款農林水産業費、既定額に103万7,000円を追加し、1億8,474万7,000円にしようとするものでございます。1項農業費で95万1,000円の追加、2項林業費で8万6,000円の追加でございます。

6款商工費、既定額に94万9,000円を追加し、1億3,108万2,000円にしようとするものでございます。1項商工費の追加でございます。

7款土木費、既定額に98万8,000円を追加し、3億5,212万2,000円にしようとするものでございます。1項の土木管理費で7,000円の追加、2項道路橋梁費で104万8,000円の減額、ページを開きまして3項河川費で25万3,000円の減額、4項住宅費で228万円の追加でございます。

8款消防費、既定額に70万3,000円を追加し、1億5,924万8,000円にしようとするものでございます。1項の消防費の追加です。

9款教育費、既定額に117万7,000円を追加し、2億1,897万1,000円にしようとするものでございます。1項の教育総務費で26万8,000円の追加、2項小学校費で36万6,000円の追加、3項中学校費で47万1,000円の追加、4項社会教育費で3,000円の減、5項保健体育費で7万5,000円の追加でございます。

10款災害復旧費、既定額から17万6,000円を減じ、649万円にしようとするものでございます。1項の公共土木施設災害復旧費の減でございます。

11款公債費、既定額に121万6,000円を追加し、2億4,597万1,000円に、1項公債費の追加でございます。

12款予備費、既定額から94万7,000円を減じ、220万6,000円にしようとするものでございます。1項予備費の減でございます。

歳出合計、既定額から歳入同額の1,244万2,000円を追加し、28億8,055万5,000円にしようとするものでございます。

続いて、5ページ目、第2表、繰越明許費でございます。2款総務費、1項選挙費、事業名はポスター掲示板の設置管理撤去に係る業務委託料で40万5,000円を繰越明許費として計上させていただきます。

続きまして、6ページ目に入ります。第3表、地方債補正でございます。変更のあった部分のみをご説明させていただきます。起債の方法、利率、償還の方法については従前のおりとなっておりますので、事前に説明させていただきます。まずは、過疎対策事業債につきまして、上から2番目、橋梁長寿命化事業につきましては補正前金額から30万を減じ、2,220万円に、それから2つ下の水利施設等保全高度化事業で補正前金額から130万円を減じ、290万円に、過疎対策事業債計で補正前事業費から160万円を減じ、9,370万円にしようとするものです。

続いて、緊急自然災害防止対策事業債でございます。まず、池田川護岸復旧工事につきましては補正前金額に60万円を追加し、580万円に、落合線道路災害復旧工事については皆増で350万円、村道山梨線のり面復旧工事につきましても皆増で470万円、上中の川河川復旧工事につきましても皆増で290万円、緊急自然災害防止対策事業債計で補正前に1,170万円を追加し、1,690万円にしようとするものです。

続いて、緊急浚渫推進事業債についてでございます。板小屋川河川整備工事につきましては補正前金額から10万円を減じ、330万円に、上池田川河川整備工事につきましては補正前金額に40万円を追加し、200万円に、上中の川河川整備工事につきましては補正前金額か

ら120万円を減じ、310万円に、緊急浚渫推進事業債計につきましては補正前から90万円を減じ、1,000万円にしようとするものでございます。

続いて、7ページ目に入ります。公共施設等適正管理推進事業債についてでございます。日の出用水路補修事業につきましては、皆増で30万円でございます。続いて、緊急防災・減災事業債につきましては、みやこ公園井戸設置工事（防災用）につきまして皆増で550万円でございます。合計としましては、補正前の金額に1,500万円を追加し、1億4,675万5,000円にしようとするものでございます。

以上、一般会計の提案説明とさせていただきます。詳細については、副村長、課長のほうでご説明をさせていただきます。

続きまして、令和4年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算書（第1号）でございます。1ページ目をお開きください。議案第70号 令和4年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度赤井川村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,809万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月13日提出、赤井川村長。

次ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、1款後期高齢者医療保険料、既定額に90万8,000円を追加し、970万4,000円に、1項の後期高齢者医療保険料の追加でございます。

3款繰入金、既定額から38万1,000円を減じ、838万7,000円に、1項一般会計繰入金の減でございます。

歳入合計、既定額に52万7,000円を追加し、1,809万2,000円にしようとするものでございます。

続いて、3ページ、歳出、2款後期高齢者医療広域連合納付金、既定額に52万7,000円を追加し、1,629万5,000円にしようとするものです。1項後期高齢者医療広域連合納付金の追加でございます。

歳出合計、既定額に歳入同額の52万7,000円を追加し、1,809万2,000円にしようとするものでございます。

詳細については、担当課長より説明をさせます。

続きまして、令和4年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算書（第1号）でございます。1ページをお開きください。議案第71号 令和4年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度赤井川村の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところ

による。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,296万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月13日提出、赤井川村長。

2ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、4款繰入金、既定額に11万円を追加し、1,720万9,000円に、1項他会計繰入金の追加でございます。

歳入合計、既定額に11万円を追加し、4,296万9,000円にしようとするものでございます。

3ページ目、歳出、1款総務費、既定額に11万円を追加し、3,806万2,000円に、1項総務管理費の追加でございます。

歳出合計、既定額に歳入同額の11万1,000円を追加し、4,296万9,000円にしようとするものでございます。

詳細については、担当課長より説明をさせます。

続きまして、令和4年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算書（第3号）でございます。1ページをお開きください。議案第72号 令和4年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）。

令和4年度赤井川村の簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,092万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,258万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年12月13日提出、赤井川村長。

2ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、1款事業収入、既定額から1,000万円を減じ、3,063万3,000円にしようとするものでございます。1項の使用料の減でございます。

2款繰入金、既定額に1,140万5,000円を追加し、5,143万6,000円にしようとするものでございます。1項の一般会計繰入金の追加でございます。

4款諸収入、既定額に341万6,000円を追加し、341万7,000円にしようとするものでございます。1項雑入の追加でございます。

5款村債、既定額に610万円を追加し、4,710万円に、1項村債の追加でございます。

歳入合計、既定額に1,092万1,000円を追加し、1億3,258万7,000円にしようとするもの

でございます。

3 ページ、歳出、1 款総務費、既定額に 4 万 9,000 円を追加し、1,426 万 2,000 円にしようとするものでございます。1 項総務管理費の追加でございます。

2 款営繕費、既定額に 1,070 万 6,000 円を追加し、1 億 428 万 7,000 円に、1 項営繕費の追加でございます。

3 款公債費、既定額に 16 万 6,000 円を追加し、1,393 万 8,000 円に、1 項公債費の追加でございます。

歳出合計、既定額に歳入同額の 1,092 万 1,000 円を追加し、1 億 3,258 万 7,000 円にしようとするものでございます。

続いて、4 ページ目、第 2 表、繰越明許費でございます。2 款営繕費、1 項営繕費、事業名、公営企業会計システム導入業務で、金額は 696 万円でございます。

続いて、第 3 表、地方債補正についてでございます。地方債補正については、変更のある部分のみ提案説明をさせていただきます。なお、起債の方法、利率、償還の方法については従前のおりでございます。まずは、過疎対策事業債でございます。上段の都地区簡易水道水源改修工事につきましては、補正前金額から 30 万円を減じ、770 万円に、2 段目の赤井川地区簡易水道東横四番線配水管新設工事につきましては補正前金額から 10 万円を減じ、60 万円に、過疎対策事業債計で補正前事業費から 40 万円を減じ、1,320 万円にしようとするものでございます。

続いて、中段、簡易水道事業債、都地区簡易水道事業水源改修工事につきましては補正前金額から 30 万円を減額し、770 万円に、赤井川地区簡易水道東横四番線配水管新設工事につきましては補正前金額から 10 万円を減じ、60 万円に、簡易水道事業債計で補正前事業費から 40 万円を減じ、1,320 万円にしようとするものでございます。

下段の簡易水道公営企業会計適用債につきましては、3 段目の公営企業会計システム導入業務といたしまして、皆増の 690 万円でございます。簡易水道公営企業会計適用債計につきましては、補正前事業費に 690 万円を追加し、2,070 万円にしようとするものでございます。合計、補正前事業費に 610 万円を追加し、4,710 万円にしようとするものでございます。

詳細については、担当課長より説明をさせます。

最後になります。令和 4 年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算書（第 3 号）でございます。1 ページ目に入ります。議案第 73 号 令和 4 年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）。

令和 4 年度赤井川村の下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 471 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,827 万 2,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

地方債補正、第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年12月13日提出、赤井川村長。

2ページに入ります。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、4款繰入金、既定額に11万2,000円を追加し、5,414万円に、一般会計繰入金の追加でございます。

7款村債、既定額に460万円を追加し、1,770万円に、1項村債の追加でございます。

歳入合計、既定額に471万2,000円を追加し、8,827万2,000円にしようとするものでございます。

3ページ、歳出、1款総務費、既定額に5万円を追加し、965万4,000円に、1項総務管理費の追加でございます。

2款営繕費、既定額に464万円を追加し、5,764万9,000円に、1項営繕費の追加でございます。

3款公債費、既定額に2万2,000円を追加し、2,086万9,000円に、1項公債費の追加でございます。

歳出合計、既定額に471万2,000円を追加し、8,827万2,000円にしようとするものでございます。

4ページに入ります。第2表、繰越明許費、2款営繕費、1項営繕費、事業名は公営企業会計システム導入業務でございます。金額は464万円の計上でございます。

続きまして、5ページ、第3表、地方債補正でございます。変更のある部分のみ説明をさせていただきます。なお、起債の方法、利率、償還の方法については従前のおりとなっております。下水道公営企業会計適用債の下の段、公営企業会計システム導入業務につきましては補正後、皆増の460万円でございます。計といたしまして、補正前の金額に460万円を追加し、1,320万円に、起債合計としまして補正前に460万円を追加し、1,770万円にしようとするものでございます。

詳細については、担当課長より説明をさせます。

今回の補正予算につきましては、たび重ねてのおわびでございますけれども、冒頭申し上げましたとおり最初の配付の段階で混乱をさせましたことを改めておわびを申し上げて説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岩井英明君） 副村長。

○副村長（大石和朗君） それでは、私のほうから令和4年度一般会計補正予算（第9号）の歳入についての説明をさせていただきます。

なお、歳入歳出とも増減の多いものや新規事業について主に説明をさせていただきますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、一般会計補正予算書10ページ目をお開きください。2、歳入、12款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金、既定額から21万4,000円を減じ、78万7,000円

に、これは3節の自立支援事業負担金のうち自立支援事業負担金は利用件数の減により4,000円の減、生きがいデイサービス事業負担金及び食事負担金は利用者数の増によりそれぞれ2万5,000円と3万2,000円を増額しております。また、4節保育料負担金の減につきましては多子世帯の保育料軽減支援事業の対象となることによる皆減でございます。

続いて、11ページです。13款使用料及び手数料、1項使用料、1目衛生使用料、既定額に8,000円を追加し、50万6,000円に、これは健康支援センター使用料の増で、利用者によるものでございます。

続いて、12ページです。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、既定額に10万9,000円を追加し、5,029万4,000円にしようとするものでございます。これは、5節保険基盤安定国庫負担金の増、国民健康保険基盤安定負担金の算定額の増によるもの及び6節の国民健康保険未就学児均等割保険料国庫負担金の新規計上で、これにつきましては新たに制度が新設されたことによる計上でございます。

同じく12ページ中段、14款2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、既定額に101万2,000円を追加し、2億6,500万6,000円にしようとするものでございます。内訳は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額で、令和4年1月から3月までの学校保健特別対策事業に対する追加交付分でございます。なお、この追加交付分におきましては既存の新型コロナウイルス感染症対応事業に係る事業費、予算額に応じて充当を行っております。

続いて、13ページです。15款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金、既定額から14万8,000円を減じ、2,794万2,000円にしようとするものでございます。内訳は、2節の社会福祉費道負担金で5万5,000円の増、これは先ほどの広域入所保育料負担金の減額の一部が多子世帯の保育料軽減支援事業補助金の対象となることによる新規計上及び5節の保険基盤安定道負担金で20万3,000円の減、これは負担金の額の確定によるものでございます。

同じく13ページ中段、15款2項道補助金、2目民生費道補助金、既定額に9,000円を追加し、352万1,000円にしようとするものでございます。内訳は、北海道医療給付事業補助金の額の確定による増額でございます。

同じく13ページ中段、15款2項4目農林水産業費道補助金、既定額に149万7,000円を追加し、3,842万3,000円にしようとするものでございます。内訳は、1節農業費道補助金の増で、環境保全型農業支援対策事業補助金で34万3,000円の増、これは対象面積が増となったことによるものでございます。次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業補助金で84万円の減と農業経営高度化支援事業道補助金の196万4,000円の新規計上は、農地集積率の基準をクリアしたことにより補助率の増減があったことによるものでございます。

同じく13ページ下段、15款3項委託金、1目総務費委託金、既定額に94万3,000円を追加し、274万4,000円に、内訳は来年4月に予定されている北海道知事及び北海道議会議員選挙の委託金を新規に計上するものでございます。

続いて、14ページです。15款3項2目諸統計委託金、既定額に1万8,000円を追加し、3

万9,000円に、内訳は住宅土地統計調査(準備経費)委託金の新規計上でございます。

同じく14ページ上段、15款3項4目土木費委託金、既定額に8,000円を追加し、87万9,000円に、内訳は余市川・赤井川樋門樋管管理委託料の増額で、額の確定によるものでございます。

続いて、15ページです。18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、既定額から600万円を減じ、5,000万円にしようとするものでございます。内訳は、歳入不足による財源補填の見込みが現時点で少なくなったことによる減額でございます。

同じく15ページ中段、18款2項3目森林環境譲与税基金繰入金、既定額に8万6,000円を追加し、174万円にしようとするものでございます。内訳は、後ほど歳出で担当課長より説明いたしますが、森林管理計画意向調査委託料を増額することによるものでございます。

続いて、16ページです。20款諸収入、4項雑入、5目雑入、既定額に11万4,000円を追加し、2,161万6,000円にしようとするものでございます。内訳は、再任用職員雇用保険負担金とふるさとの森づくり事業補助金の新規計上を行うものでございます。

続いて、17ページです。21款村債、1項村債、1目過疎対策事業債、既定額から160万円を減じ、9,370万円に、内訳は水利施設等保全高度化事業と橋梁長寿命化事業の起債第1次配分額の確定に伴う減額でございます。

同じく17ページ中段、21款1項3目緊急自然災害防止対策事業債、既定額に1,170万円を追加し、1,690万円に、内訳は池田川護岸復旧工事の額の確定による増額と新規3事業を事業対象とすることによる新規計上でございます。

同じく17ページ中段、21款1項4目緊急浚渫推進事業債、既定額から90万円を減じ、1,000万円に、内訳は河川整備工事の額の確定による増減でございます。

同じく17ページ中段、21款1項5目公共施設等適正管理推進事業債、30万円の新規計上です。内訳は、日の出用水路補修事業を事業対象とすることによる新規計上でございます。

同じく17ページ下段、21款1項6目緊急防災・減災事業債、550万円の新規計上です。内訳は、みやこ公園井戸設置工事を事業対象とすることによる新規計上でございます。

以上で一般会計の補正予算の歳入の説明を終えさせていただきますが、ご審議いただき、ご決定いただくようお願いを申し上げます。

○議長(岩井英明君) 総務課長。

○総務課長(高松重和君) それでは、続きまして議会費及び総務課歳出予算についてご説明させていただきます。

18ページをお開きください。3、歳出、1款議会費、1項議会費、1目議会費、既定額から28万1,000円を減額し、4,795万5,000円にしようとするもので、主な補正内容は1名の減員に伴う議員期末手当の減額と事務局職員共済費の増額によるものです。

次のページへ進みます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、既定額に114万6,000円を追加し、4億4,053万1,000円にしようとするもので、本年度人事院勧告に伴う職員人件費の増加を行うものです。

続きまして、8目企画費、既定額に21万3,000円を追加し、2億3,885万2,000円にしようとするもので、消耗品費の増額と備品購入費として庁務用パソコン購入費2台として16万5,000円を計上するものです。

続きまして、9目庁舎管理費、既定額に29万円を追加し、1,753万4,000円にしようとするもので、庁舎電気料を増額するものです。

次のページへ進みます。10目集会施設管理費、既定額に28万1,000円を追加し、1,127万4,000円にしようとするもので、都住民センター及び山村活性化支援センター電気料を増額するものです。

続きまして、4項選挙費、3目北海道知事及び北海道議会議員選挙費、新たに目を設定し、159万1,000円を計上しようとするもので、来年4月に執行される北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙に要する期日前投票立会人の報酬等関連経費を計上するものです。

21ページ中段になります。4目村長及び赤井川村議会議員選挙費、新たに目を設定し、40万円を計上しようとするもので、来年4月に執行される村長及び村議会議員選挙の準備費用として消耗品費を計上するものです。

続きまして、36ページをお開きください。8款消防費、1項消防費、1目分担金及び交付金、既定額に70万3,000円を追加し、1億5,357万円にしようとするもので、本年度人事院勧告に伴う人件費及び非常時用のオイルフェンス購入費を新たに計上するものです。

次に、41ページをお開きください。11款公債費、1項公債費、1目元金、既定額に112万円を追加し、2億3,892万4,000円に、2目利子については9万6,000円を追加し、704万7,000円にしようとするもので、これら元金、利子につきましては平成23年借入れの臨時財政対策債の利率の見直し及び令和3年度起債借入れに係る利率の確定に伴い補正を行うものです。

続きまして、42ページをお開きください。12款予備費、1項予備費、1目予備費、既定額から94万7,000円を減額し、220万6,000円にしようとするもので、これは全体予算の歳入歳出の調整を取るための計上でございます。

なお、終わりになりますが、43ページ以降に補正予算に係る給与費明細書を添付しておりますことを申し上げ、議会費及び総務課所管歳出予算についてのご説明といたします。ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 住民課長。

○住民課長（瀬戸雅哉君） それでは、私のほうから住民課所管の一般会計歳出補正予算についてご説明いたします。

それでは、21ページをお開きください。2款総務費、5項統計調査費、1目各種統計調査費、既定額に1万5,000円を追加し、8万3,000円にしようとするものです。内訳は、細目3農作物作付面積調査費の10節需用費で5万円を皆減するもので、調査が終了し、今後消耗品等を使う見込みがありませんので、皆減としております。

次に、細目6住宅・土地統計調査費の1節報酬で1万3,000円を指導員1名の報酬で新規計上するものです。8節旅費で2,000円の新規計上、10節需用費で5,000円を調査事務費、消耗品費で新規計上としており、来年度に本調査をする準備調査としてそれぞれ新規計上するものです。

以上でご説明いたしますので、ご審議いただきご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（神 信弘君） それでは、私から保健福祉課所管の一般会計歳出補正予算についてご説明をさせていただきます。

22ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、既定額から36万5,000円を減額し、1億4,039万2,000円にしようとするものです。内訳は、人事院勧告による人件費を補正するもののほか、消費生活費で18節負担金補助及び交付金1万6,000円を増額するもので、小樽北しりべし消費者センター運営事業費負担金の精算見込み額を計上するものとなっております。27節繰出金で国民健康保険特別会計への一般会計繰入金予算額の増に伴い増額となるものです。

3款1項2目老人福祉費、既定額から68万7,000円を減額し、1,552万3,000円にしようとするものです。内訳は、7節報償費で敬老会記念品代の1万7,000円の減、10節需用費で敬老会に関わる印刷製本費及び食料品の21万2,000円の減、13節使用料及び賃借料で悠楽学園大学旅行のバス借り上げ料15万9,000円の減及び敬老会送迎用のバス借り上げ料7,000円の減、18節負担金補助及び交付金で高齢者補聴器購入費補助金の申請見込みによる8万3,000円の増、19節扶助費で敬老年金の支給実績により37万5,000円を減額するものでございます。

3款1項3目重度心身障害者並びにひとり親家庭等医療費、こちらは財源内訳を補正するもので、歳入において北海道医療給付費事業補助金の額の確定により道補助金6万8,000円を減額し、一般財源6万8,000円を増額するものです。

3款1項5目後期高齢者医療費、既定額から677万8,000円を減額し、2,072万9,000円にしようとするものです。内訳は、18節負担金補助及び交付金で、後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金において前年度負担金精算額調整により639万7,000円の減、27節繰出金で後期高齢者医療特別会計の繰入金予算減額に伴い、38万1,000円を減額するものです。

次に、24ページをお開きください。3款1項6目介護保険事業費、既定額に6,000円を追加し、7,024万9,000円にしようとするものです。内訳は、介護認定調査に関わる8節旅費で2,000円の増、13節委託料で介護認定調査委託料4,000円を見込みにより増額するものです。

3款1項7目地域支援事業費、既定額から205万8,000円を減額し、4,727万8,000円にしようとするものです。申し訳ございません。既定額から29万3,000円を減額し、4,943万円にしようとするものです。4,904万3,000円にしようとするものです。失礼しました。内訳は、10節需用費でシルバーハウジング生活援助員執務室電気料の見込みにより2,000円の増、

11節役務費で口座振替手数料とシルバーハウジング生活援助員執務室電話料で3,000円の増、12節委託料で生活支援体制整備事業業務、地域包括支援センター運営業務、高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業業務について、執行により216万1,000円を減額するものです。

次に、25ページになります。3款2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、既定額に13万4,000円を追加し、2,981万5,000円にしようとするものです。内訳は、人件費で人事院勧告による人件費の増と実績……すみません。人件費と保育所会計年度任用職員の報酬を実績と見込みにより増額するものでございます。

3款2項2目乳幼児医療費、こちらは財源内訳を補正するもので、歳入の北海道医療給付費事業補助金の額の確定により道補助金7万7,000円を増額し、一般財源7万7,000円を減額するものでございます。

3款2項3目保育所運営費、こちらも財源内訳を補正するもので、歳入で多子世帯の保育料軽減支援事業補助金の新規計上により道負担金5万5,000円を増額、広域入所保育料負担金の皆減により26万7,000円を減じて一般財源21万2,000円を増額するものです。

続きまして、26ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、既定額に92万5,000円を追加し、3,199万4,000円にしようとするものです。内訳は、人件費で人事院勧告により増額するもののほか、18節負担金補助及び交付金で余市協会病院救急医療に関わる財政支援を本年度も実施することが北後志地域保健医療対策協議会で決定したことから、新たに救急医療体制維持補助金67万5,000円を計上しようとするものです。

4款1項3目環境衛生費、既定額に940万7,000円を追加し、1億9,443万6,000円にしようとするものです。内訳は、10節需用費で公用車燃料費と火葬場及び一般廃棄物最終処分場の電気料の実績見込みにより52万5,000円の増、12節委託料で火葬場管理業務、火葬炉保守点検業務、一般廃棄物収集業務、最終処分管理業務、資源リサイクル分別収集業務の執行による減、廃プラ収集処理業務につきましては実績見込みによる増であり、合わせて263万5,000円を減額するものです。27節繰入金で1,151万7,000円の増、これは簡易水道事業特別会計及び下水道事業特別会計の一般会計繰入金予算額の増に伴うものです。

次に、27ページ下段から28ページになります。4款1項4目診療所費、既定額に35万4,000円を追加し、2,981万2,000円にしようとするものです。内訳は、10節需用費で電気料と燃料費48万4,000円の増、12節委託料でエックス線装置保守業務及び消防設備点検業務の執行により1万円の減、13節使用料及び賃借料でAEDリース代、NHK放送受信料、エックス線撮影装置等リース代、解析付心電計リース代を執行により12万円を減額するものです。

4款1項5目健康支援センター費、既定額に113万7,000円を追加し、906万円にしようとするものです。内訳は、10節で電気料と燃料費117万5,000円の増、13節使用料及び賃借料でAEDリース料の執行により3万8,000円を減額するものです。

以上で保健福祉課所管の一般会計歳出補正予算について説明を終了させていただきます。

(何事か呼ぶ者あり)

○保健福祉課長（神 信弘君） 申し訳ございません。先ほどご説明いたしました24ページでございます7目地域支援事業費の委託料につきまして、私、説明ちょっと金額を間違っております、正しくは39万6,000円の減となります。申し訳ございませんでした。

○議長（岩井英明君） 産業課長。

○産業課長（秋元千春君） それでは、農業委員会、産業課所管の歳出予算について説明させていただきます。

29ページをお開きください。5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、既定額に1万2,000円を追加して572万円にしようとするものです。補正内容は、10節需用費の減額と13節使用料及び賃借料の有料道路通行料、17節備品購入費で事務用プリンター購入のため増額しようとするものでございます。

続いて、中段になりますが、2目農業総務費、既定額に21万8,000円を追加して4,528万9,000円にしようとするものです。補正内容は、人事院勧告等に伴い職員人件費の2節給料から4節共済費を増額しようとするものでございます。

続きまして、30ページです。3目農業振興費、既定額に63万1,000円を追加して6,837万3,000円にしようとするものです。主な補正内容は、細目3の環境保全型農業直接支援対策事業費で、国の交付要件であります有機栽培の取組面積の増加により18節負担金補助及び交付金につきまして59万1,000円を増額計上しようとするものでございます。

続いて、5目農地費、こちらは歳出に補正計上はありませんが、道営土地改良事業の道補助金増額に伴います財源内訳の変更になります。

続いて、中段になります。9目水利施設管理費、既定額に9万円を追加して1,685万3,000円にしようとするものです。補正内容は、落合ダム管理に係る10節需用費の光熱水費、燃料費、修繕費で29万9,000円の追加、12節委託料につきましてダム施設管理に係る委託業務の執行残20万9,000円を減額しようとするものでございます。

下段になります。2項林業費、1目林業総務費、既定額に8万6,000円を追加して2,139万2,000円にしようとするものです。補正内容は、山林の不在村地主の方などを対象に行う森林管理計画意向調査で12節委託料を8万6,000円増額計上しようとするものでございます。

続いて、31ページになります。6款商工費、1項商工費、1目商工総務費、既定額から1万2,000円を減額して1,415万円にしようとするものです。補正内容は、細目1の人件費につきまして人事院勧告等に伴い職員人件費、2節給料から4節共済費を減額して、また細目2の商工労働費では公用車修繕費として10節需用費で11万2,000円を増額しようとするものでございます。

続いて、中段でございます。2目観光費、既定額に4万7,000円を追加して5,348万1,000円にしようとするものです。補正内容は、細目3の道の駅あかいがわ施設管理費で施設管理作業員用として11節役務費で4万7,000円を増額しようとするものです。

31ページ下段から32ページになります。3目小公園管理費、既定額に91万4,000円を追加

して4,641万3,000円にしようとするものです。補正内容は、カルデラ公園と都運動公園の需用費で外灯修繕に係る費用を増額計上しようとするものでございます。

以上で農業委員会、産業課所管の歳出の説明を終了させていただきます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（岩井英明君） 建設課長。

○建設課長（今城 豪君） 私から建設課所管一般会計補正予算について説明させていただきます。

33ページをお開きいただきたいと思います。7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、既定額に7,000円を加えて169万7,000円にしようとするものでございます。内訳は、12節委託料で7万円の増額、これにつきましては道から樋門樋管委託されており、その委託料が増えたことによる増額でございます。

下段を御覧いただきたいと思います。7款2項道路橋梁費、1目道路維持費、既定額から19万8,000円を減じて1億4,590万円にしようとするものでございます。内訳は、14節工事請負費で19万8,000円の減額、これにつきましては執行残によるものでございます。

下段を御覧いただきたいと思います。7款2項2目道路新設改良費、既定額に7万4,000円を加えて3,425万4,000円にしようとするものでございます。内訳は、2節給料で3万6,000円の増額、3節職員手当で7万3,000円の増額、4節共済費で7万5,000円の増額、これらにつきましては人勧によるものでございます。12節委託料で11万円の減額、これにつきましては執行残によるものでございます。

続きまして、34ページを御覧いただきたいと思います。7款2項3目橋梁維持費、既定額から92万4,000円を減じて5,972万4,000円にしようとするものでございます。内訳は、18節負担金補助及び交付金で92万4,000円の減額、これにつきましては橋梁点検業務負担金の執行残によるものでございます。

下段を御覧いただきたいと思います。7款3項河川費、1目河川総務費、既定額から25万3,000円を減じて1,830万5,000円にしようとするものでございます。内訳といたしましては、14節工事請負費で25万3,000円の減額、これにつきましては執行残によるものでございます。

下段を御覧いただきたいと思います。7款4項住宅費、1目住宅管理費、既定額に228万2,000円を加えて9,224万2,000円にしようとするものでございます。内訳は、3節職員手当等で8万1,000円の増額、4節共済費で1万6,000円の増額、これらにつきましては人勧によるものでございます。10節需用費で240万円の増額、これにつきましては住宅修繕費の予算不足による増額でございます。14節工事請負費で60万5,000円の減額、これにつきましては村営住宅整備工事費の執行残によるものでございます。12節補償補填及び賠償金で39万円の増額、これにつきましては村営住宅建て替え事業により現中央団地で実施されている個別改善工事が完了した場所へ事業協力のために移転される方で個人への移転料として2件分、19万5,000円掛ける2、39万円を増額するものでございます。

飛びまして、40ページを御覧いただきたいと思います。10款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、1目道路河川災害復旧費、既定額から17万6,000円を減じて649万円にしようとするものでございます。内訳といたしましては、14節工事請負費で17万6,000円の減額、これにつきましては記載の2本の工事による執行残によるものでございます。

以上で建設課所管一般会計補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長（岩井英明君） 教育委員会次長。

○教育委員会次長（藤田俊幸君） それでは、私から教育委員会所管の一般会計、歳出補正予算についてご説明させていただきます。

37ページをお開きください。9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、既定額に26万8,000円を追加し、5,629万7,000円にしようとするものです。内訳は、人事院勧告等による人件費の補正となっております。

続いて、9款2項小学校費、1目学校管理費、既定額に36万6,000円を追加し、3,925万7,000円にしようとするものです。内訳は、各学校における燃料費について、推計により不足が見込まれる金額を増額しようとするもののほか、事業が完了した環境整備委託料、草刈りなのですけれども、こちらの執行残を整理するものとなっております。

次に、38ページをお開きください。9款3項中学校費、1目学校管理費、既定額に46万8,000円を追加し、1,394万5,000円にしようとするものです。内訳は、小学校と同様に不足が見込まれる燃料費の増額及び環境整備委託料の執行残を整理するもののほか、中学校の体育館に設置する暖房機4台のうち1台の修繕費用を新たに計上しようとするものです。

次に、9款3項2目教育振興費、既定額に3,000円を追加し、3,261万8,000円にしようとするものです。内訳は、役務費の通信運搬費で必要が見込まれる分を増額しようとするものです。

続きまして、9款4項社会教育費、2目社会教育施設費、既定額から3,000円を減額し、829万4,000円にしようとするものです。内訳は、郷土資料館費で学校と同様に環境整備委託料の執行残を整理しようとするものです。

次に、39ページを御覧ください。9款5項保健体育費、2目体育施設費、既定額に7万5,000円を追加し、1,854万5,000円にしようとするものです。内訳は、村営プール費で、必要額が確定した燃料費の減額及び不足が見込まれる電気料を増額しようとするもののほか、体育館費で施設管理用として作業手数料、重機借り上げ料を新たに計上しようとするもの及び山村広場費で他の施設と同様に環境整備委託料の執行残を整理しようとするものです。

以上で教育委員会所管の一般会計歳出補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（岩井英明君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（神 信弘君） それでは、私から保健福祉課所管の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。

予算書6ページをお開きください。2、歳入、1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者保険料、1目保険料、既定額に90万8,000円を追加し、970万4,000円にしようとするものです。内訳は、保険料現年度分の収入実績により増額するものです。

続いて、7ページになります。3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、既定額から38万1,000円を減額し、838万2,000円にしようとするものです。内訳は、一般会計繰入金を減額するものです。

続いて、8ページをお開きください。3、歳出、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、既定額に52万7,000円を追加し、1,629万5,000円にしようとするものです。内訳は、後期高齢者医療広域連合納付金の確定に伴い、増額しようとするものです。

以上で後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。

予算書6ページをお開きください。2、歳入、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、既定額に11万円を追加し、1,720万8,000円にしようとするものです。内訳は、国民健康保険基盤安定繰入金8万円とその他一般会計繰入金3万円の歳出予算の増額補正に伴い増額となるものです。

次に、7ページになります。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、既定額に10万5,000円を追加し、486万9,000円にしようとするものです。内訳は、人事院勧告による人件費を増額するものです。

1款1項2目広域連合負担金、既定額に5,000円を追加し、3,241万9,000円にしようとするものです。内訳は、広域連合分賦金の額の確定により増額するものでございます。

8ページからの補正予算給与費明細書につきましては、後ほど御覧ください。

以上で国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 建設課長。

○建設課長（今城 豪君） 私のほうから赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について説明させていただきます。

8ページを御覧いただきたいと思います。2、歳入、1款事業収入、1項使用料、1目水道使用料、既定額から1,000万円を減じて3,062万5,000円にしようとするものでございます。内訳といたしましては、1節現年度分水道使用料の減額でございます。これにつきましては、常盤簡易水道の予定された使用料収入が見込めず、減額するものでございます。

9ページを御覧いただきたいと思います。2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、既定額に1,140万5,000円を加えて5,143万6,000円にしようとするものでございます。内訳といたしましては、1節一般会計繰入金の増額でございます。

10ページを御覧いただきたいと思います。4款諸収入、1項雑入、1目雑入、既定額に

341万6,000円を加えて341万7,000円にしようとするものでございます。内訳としては、1節雑入の増額でございます。これらは、消費税が確定したことによる還付金の増額及び11月24日に発生した落雷による曲川施設にあるポンプ損傷に係る建物災害共済金が入ることによる増額でございます。

11ページを御覧いただきたいと思います。5款村債、1項村債、1目過疎対策事業債、既定額から40万円を減じて1,320万円にしようとするものでございます。内訳といたしましては、1節過疎対策事業債の減額でございます。これらは、起債工事2本が執行したことにより額が確定したための調整でございます。

下段に移ります。2目簡易水道事業債、既定額から40万円を減じて1,320万円にしようとするものでございます。内訳といたしましては、1節簡易水道事業債の減額でございます。これは、上段と同じく起債工事の2本が執行したことにより額が確定したための調整でございます。

下段に移ります。3目簡易水道公営企業会計適用債、既定額に690万円を加えて2,070万円にしようとするものでございます。内訳といたしましては、1節簡易水道公営企業会計適用債の増額でございます。これは、前回の議会でご説明したとおり、令和6年4月より始まります公営企業化へ向けてシステムを導入し、体制を整えるための増額でございます。

12ページをお開きいただきたいと思います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、既定額に4万9,000円を加えて1,426万2,000円にしようとするものでございます。内訳といたしましては、3節職員手当等の増額、4節共済費の増額、これらにつきましては人勸による増額でございます。

13ページを御覧いただきたいと思います。2款営繕費、1項営繕費、1目営繕費、既定額に1,070万6,000円を加えて1億428万7,000円にしようとするものでございます。内訳は、10節需用費で500万円の増額、これにつきましては先ほどご説明したとおり、曲川施設のポンプ購入のための需用費の増額でございます。12節委託料で690万5,000円の増額、これにつきましては公営企業化に向けたシステムの導入費でございます。14節工事請負費で119万9,000円の減額、これにつきましては記載のとおり予算計上しております各工事による執行残による減額でございます。

14ページを御覧いただきたいと思います。3款公債費、1項公債費、1目元金、既定額に10万円を加えて1,242万8,000円にしようとするものでございます。内訳は、22節、償還金利子、割引で10万円の増額でございます。

下段に移ります。2目利子、既定額に6万6,000円を加えて151万円にしようとするものでございます。内訳は、22節償還金利子及び割引料で6万6,000円の増額。

15ページからの補正予算給与費明細書につきましては、後ほどご高覧いただきたいと思っております。

以上で赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について説明を終了いたします。ご審議の方よろしくお願いいたします。

引き続きまして、赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第3号）について説明させていただきます。8ページを御覧いただきたいと思います。2、歳入、4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、既定額に11万2,000円を加えて5,414万円にしようとするものでございます。内訳といたしましては、1節一般会計繰入金の増額でございます。

9ページを御覧いただきたいと思います。7款村債、1項村債、2目下水道公営企業会計適用債、既定額に460万円を加えて1,320万円にしようとするものでございます。内訳といたしましては、1節下水道公営企業会計適用債の増額でございます。これは、簡易水道事業と同じく下水道事業につきましても公営企業化とするためのシステム導入のための増額でございます。

10ページを御覧いただきたいと思います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、既定額に5万円を加えて965万4,000円にしようとするものでございます。内訳といたしましては、3節職員手当等、4節共済費の増額、これら増額につきましては人勧によるものでございます。

11ページを御覧いただきたいと思います。2款営繕費、1項営繕費、1目営繕費、既定額に464万円を加えて5,764万9,000円にしようとするものでございます。内訳といたしましては、12節委託料で464万円の増額、これにつきましては先ほどご説明したとおり、公営企業化に向けたシステム導入のための増額でございます。

12ページを御覧いただきたいと思います。3款公債費、1項公債費、2目利子、既定額に2万2,000円を加えて272万5,000円にしようとするものでございます。内訳といたしましては、22節償還金利子及び割引料で2万2,000円の増額。

13ページからの補正予算給与費明細書については、後ほど御覧いただきたいと思います。

以上で赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終了いたします。ご審議の方よろしく願いいたします。

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第69号から議案第73号までにつきましては、先ほど設置することに決定いたしました予算特別委員会に付託の上、審議することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第69号から議案第73号までにつきましては、予算特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

以上をもって昼食休憩に入ります。

午後 0時14分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（岩井英明君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第22 諮問案第1号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第22、諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

なお、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となる大西敏典代表監査委員は事前に退席させております。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（馬場 希君） それでは、諮問案第1号について提案理由の説明をさせていただきます。

諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和4年12月13日提出、赤井川村長。

記といたしまして、氏名、大西敏典、生年月日、昭和28年9月20日生まれ、住所は赤井川村字赤井川103番地の15でございます。

略歴表が次ページにございます。氏名については大西敏典、生年月日、年齢については先ほど申し上げたとおりでございます。年齢は満69歳、男性でございます。住所は、字赤井川103番地の15番、任期につきましては令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間でございます。最終学歴は、駒澤大学経済学部を卒業、主な職歴は昭和51年4月、赤井川村役場就職、主な公職、社会活動歴としまして赤井川村社会課長を平成4年8月から平成9年6月まで、赤井川村産業課長を平成9年7月から平成12年8月まで、赤井川村教育委員会教育長を平成12年8月から平成24年9月まで、赤井川村交通安全協会副会長を平成25年4月から現在まで、赤井川村監査委員を平成26年3月から現在まででございます。現在の任期につきましては、令和2年の4月1日から令和5年の3月31日までとなっております。

大西さんにつきましては、皆様もご承知のとおり、長きにわたり公職に就かれております。また、その後も監査委員、代表監査委員として村の様々な部分について職責を果たされてございます。大西さんにつきましては、村内におけるいろんな分野において見識も高く、引き続き人権擁護員をお願いしたいというふうに考えてございますので、何とぞご同意をいただけるようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

諮問案第1号の候補者は、適任であるとして答申することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任であるとして答申することに決定いたしました。

暫時休憩します。

午後 1時36分 休憩

午後 1時37分 再開

○議長（岩井英明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大西代表監査委員に申し上げます。ただいまの諮問案につきましては、議会は適任として答申することをご報告申し上げます。

### ◎日程第23 一般質問

○議長（岩井英明君） 次に、日程第23、一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問の発言時間は、会議規則第56条第1項の規定により、30分以内といたします。

議員の発言を許します。

連茂君。

○1番（連 茂君） 一般質問をさせていただきます。赤井川村での子育てについて質問をさせていただきます。

田舎での子育てのメリットとデメリットとネットで検索すると様々な書き込みがあります。それらの記事を読むと、比較的田舎での子育てを好意的に見る記載が多いのが現状です。特にマスコミに至っては視聴率を優先するあまり、いい部分ばかりを切り取り、さもありなんと感動ドキュメントに仕上げる傾向が強いように感じていますが、個人的に子育てを振り返ると、それほど簡単なものではなく、美しいものではないというのが本音で、

特に小中学校のうちは従順に育つ子供たちも近隣の高校や社会に出た後、上手に周りとなじめないといったケースが目立つような気がします。それは、なかなか表面に出づらく、目立ちはしないけれども、各家庭が抱える問題としてはかなり深刻なケースが多いのではないのでしょうか。人数の少なさが問題なのか、僻地の地域性の問題なのか、当然家庭環境もあり、多面的な要素が含まれるとは思いますが、それらの問題と向き合う必要性も感じ、問題を探りながら現状理解と情報共有を狙い、田舎での子育てや教育について、村長や教育長、関係機関を横断して幾つか質問したいと思います。

タイトルが赤井川村での子育てについてとなっていますが、最初は村長当てに1歳児保育についての質問になります。保育所の1歳児保育についてです。11月に議会協議会でも質問しましたが、1歳児保育の具体的な必要性を調査されているのか、さらに今後利用者の見通しをどのように予測されているのかをお伝えください。

次、受入れ体制についてですが、昨今の物価上昇の影響で家計のことを考えると、1歳児保育があれば、早くから共稼ぎができ、住民は喜ぶだろうというのが考えの背景にあると思いますが、それが本来の子育てや教育につながるかは疑問です。専門家の意見を聞いても1歳児は自我の塊で、それを保育の枠に当てて過度に成長をコントロールすることへ警鐘を鳴らす人もいます。そのような状況下、ベテラン保育士を1歳児保育の担当に当て、それを補うために2名の求人（うち1人は協力隊で行いたい）というような内容のことが委員会で話されました。まことに拙速のような気がします。長期的な観点からいえば、しっかりとした保育の基盤をつくり、安心して1歳児を預けられる体制を築くことだと考えますが、いかがでしょうか。

次、スケジュールについて。実際に1歳児を受け入れる体制ができているかといえば、安全面だけ見ても問題があると感じています。車が敷地内に簡単に、そして誰でも乗り入れることができ、敷地内の境界がない。不審者も簡単に施設内に立ち入ることができるのに、施設内外に防犯カメラが一つもない。統括して施設を管理する者がいないため、グラウンドが雑草に覆われて運動会が利用できないなどといったことも起きました。少し前までなら、子供を預かってもらえるだけでもいいやと考える親もいたと思いますが、今はどうでしょうか。通園バス内での子供の置き去り、保育士の子供への虐待、少し状況は違いますが、いろいろと保育の現場での問題が多い中、1歳児保育を受け入れる前に安全性や施設の機能性を高めることのほうが先ではないかと考えます。現場の声や専門的な知識を持った方の意見なども聞いておられると思いますが、今後どのようなスケジュール感を持って進めていこうとしているかお伝えください。

次、赤井川村での学校教育についての質問になります。学校に行けない生徒が増えている現状についてお尋ねします。田舎は、どうしても自分たちの地域を持ち上げたがる人が多く、子供たちに対してもこうするべきだとか、ああすべきだとか、従順さを強要する傾向が強いというのが専門家の意見のようです。素直な子に限って、コロナの影響やスマートフォンの影響が原因で学校に行けない不登校が増えているのは全国的な傾向のようです。

が、赤井川村の小中学校の実情と不登校の原因、さらには学校に行けない生徒に対する対応など現状をお知らせください。

2番目、中学校の部活動の問題について。都会では、優秀な子供でも当たり前のように上には上がって、多くの競い合いの中で自分のポジションをあっさり決めてしまうことが多く、一方田舎では従順な上に人数が少ないゆえ、教師の目が届きやすく、粘り強い対応の成果として基礎的な学問のレベルを上げやすいだとか、小さな村からスポーツや運動能力の高い生徒が出やすい傾向にあるのが魅力だというのがさきに紹介したメリット、デメリットの記事で見つけた教育者の言葉です。

2023年度から部活動の地域移行が始まるとスポーツ庁から示されています。今後、赤井川中学校の部活はどうなっていくのか、不安に感じている親もいるようで、来年度以降、赤井川中学校の部活動について、さらには地域移行に伴う担い手不足の対策など現状に示せる方向性をお知らせください。

高1ギャップ、高1クライシスについて。人は、環境の近い人間とつながろうとする傾向が強いため、従順がいいと育てられた田舎の子は、そこでなじめず、精神的に追い込まれるケースが多いというのは赤井川村に限ったケースではなく、全国の地方が抱える問題の一つです。中学校を卒業すると見えづらいのですが、卒業後、高校や社会での適応について把握されているでしょうか。教育の目的は、瞬発的な成績や結果ではありません。長期的な人間の成長を目的としているはずで、それを図るためにも継続的なリサーチが必要ではないかと考えますが、どのような取組がされているかお知らせください。

オーストラリアの研修事業についてお尋ねします。村としては、大きな目的と成果を期待し、中学生のオーストラリア研修事業が進められているはずですが、小中学校が掲げるグランドデザインにこの事業は示されず、一過性のイベントになっているのではないかとこの声も実際に聞こえてきます。帰国後の生徒の感想文は広報で見ることができますが、費用に見合った価値を長期的に検証していく必要があると思います。コロナの影響で一旦中断している研修事業ですが、今後再開、継続する上で行政側の思いをお聞かせください。

最後です。学校統合の問題について。2年前、一般質問で学校統合について教育長にお尋ねしました。その際、令和6年度に施設隣接型・分離型という一貫校を現在検討している、学校運営協議会も村内3校について1つの学校運営協議会として設置し、教育の円滑な接続に資するとともに、一貫校への基礎づくりにつなげていきたいというご説明をいただきましたが、その後どのような検討が進み、どのようなスケジュール感で協議されているのかお知らせください。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） それでは、連議員のご質問にお答えさせていただきます。

赤井川村での子育てについてでございます。連議員からご質問をいただいている赤井川へき地保育所での1歳児保育導入に関する案件ですが、この件については既に私どもから

議会側にお願ひし、特別委員会で議論を行うこととなっている案件であることから、この場での答弁は控えさせていただきますことをご理解をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 教育長。

○教育長（根井朗夫君） 学校教育についてということで5点の質問がありましたので、お答えさせていただきます。

まず、1点目、学校に行けない生徒が増えている現状についてですが、本年9月、予算特別委員会において能登委員から同様のお尋ねがありまして、中学校で不登校傾向が10%である、正確には、そういう回答をさせていただき、概要についてもお伝えさせていただいたところでしたけれども、児童生徒の欠席に対する対応状況に関する調査について報告している本村の不登校児童生徒については現在2%となっております、ご質問のタイトルについては増えているというふうになっておりますが、実態についてはむしろ減っております。対応としては、担任、養護教諭、専門機関による相談指導、家庭訪問、学習プリントや教材提供、ICT同時双方向授業配信がその主たるものですが、児童生徒の状況によりまして個別の対応を取っております。長期欠席児童生徒やその保護者、それから希望者についてはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる継続的指導や助言も行っております。

次に、中学生の部活動の問題についてでございますけれども、部活動の地域移行は、これまで学校で生徒が顧問の先生の指導を受けて行われてきた部活動を地域の指導者に委ねていこうという取組であり、具体的には来年度から段階的に始め、3年間で休日について完全な移行を目指すというものです。その最も大きな理由は教員の負担軽減で、長時間労働が問題になっている教員がせめて休日は休めるようにするというものですが、部活動を負担に感じる教員は8割を超えているというふうに言われており、こうした状況を踏まえ、地域移行が打ち出されたものでございます。

赤井川中学校の部活動については、外部指導者による指導実績の積み重ねが既にございまして、具体的な方法、方策としては休日に学校に外部の指導者に来てもらう、あるいは生徒が地域の運動施設などに向いて外部の指導者から指導を受ける、あるいは複数校が連携して指導する等のことが考えられます。専門的な知識や技量あるいは指導経験があり、地域でのスポーツ指導を強く希望するいわゆる公立学校教師の公務員については、兼職兼業の許可を得る等によって地域でスポーツ指導ができるようにすることも可能になってございます。今後、これから示されます国や道の計画や方針と合わせて検討を図りまして、本村の実態に合わせた生徒にとって望ましい部活動と教師の負担軽減を両立できる方策を進めてまいり所存でございます。

3点目の高1クライシスについてでございますけれども、把握方法としては教育委員会所管の各委員会、それから学校運営協議会、また進学先の高校の担当者を招いて行う生活指導連絡協議会等、情報交流、把握場面は多岐にわたってございますが、高校生に関して

は現在就学支援助成制度により30名の該当者が現在いますけれども、全ての在学を確認していますが、教育にとって大切なのは、むしろリサーチよりもそこから先だというふうに考えてございます。高1クライシスというのは、高校へ入学したばかりの生徒が学習や生活面での変化に適応できず不登校になったり、すぐに退学したりしてしまう、そういう現象のことを指しますけれども、人間関係の構築の失敗ですとか自信の喪失、進路のずれ、自己の客観化など幾つか要因は考えられるところでありましてけれども、適切な進路指導が求められることは言うまでもありませんけれども、そのために日常的には子供たちの主体性の育成あるいは計画的なキャリア教育が行われているところでありまして。現在では、キャリアパスポートの有効な活用も図られているところでございます。

また、これらを乗り切る基盤にあるのが何よりも規則正しい生活だと言われているところでありまして、不用意な遅刻、欠席は登校への意欲をそいでいくところでありまして、ここにくじけると先に進めなくなっていくということから適応障害を起こすわけですがけれども、この力が身についているかどうかは高校というよりも、むしろその以前の問題でありまして、したがって小学校のときから家庭と連携した基本的な生活習慣の定着が大切であり、その指導の充実を学校教育の中では図っているところでございます。

4点目、オーストラリア研修事業の価値についてですけれども、お尋ねの赤井川村での学校教育という視点でいえば、本事業はまず社会教育事業でございますから、学校のブランドデザインに位置づくものではありません。ただ、学校との連携、関係ということでは、学社連携・融合事業として教科英語科、道徳科等の中に位置づけて教育課程を編成して学習が構成されているところでもあり、効果的な指導を目指して両者から行われているところでありまして。本事業は、保育所からの英語と触れ合う時間ですとか、9年間の教育大札幌校留学生との交流等、ほかの国際交流推進事業と合わせ経て人権や個性、平和の尊重、異文化理解、語学力、表現力、国際協調等の伸長を目指しているものであり、その集大成としてオーストラリアストラスモア校で交流活動を行うものであり、したがって一過性のイベントというものでは決してないものであります。社会教育事業ではありながらも系統的、発展的な事業であり、かつて私が提言発表させていただいた国際理解教育研究会全道大会においても本村事業の取組は、その計画性や積み上げについて大変高い評価を受けているところでもあります。

検証評価活動については、各校や地域代表から構成されます国際交流推進委員会による会議を経た社会教育委員会による1次評価、教育委員による2次評価を踏まえた点検評価報告書によって行っているところでございます。語学力についても令和元年について3級合格者は4名、2年度7名、今年度については2回目の結果待ちではありますが、ほとんどの中学3年生が既に3級に挑戦しています。また、昨年度は準2級に挑戦する生徒が2名出るなど、着実に本村の語学力も向上しているものであります。また、これが本村の小中連携の教育の柱の一つとなっております。全国学力・学習状況調査では、後志では唯一、赤井川のみ全教科、全道、全国、さらには今年については中学校について、秋田

県をも超す学力を本村児童生徒がつける、この核となっているものでもあります。この結果から、検証評価は十二分になされているものと思っていますし、その成果は多大なるものがあるというふうに思っております。

5点目です。学校統合の問題についてです。現在、小学校から中学校への接続がスムーズに行うことができ、中1ギャップや不登校の減少につながることから、義務教育学校や小中一貫校を導入する学校が北海道でも増えています。少子化が進む中、集団活動や必要な児童生徒数の確保が背景にあり、小学校時の学習で定着し切れなかった内容を中学校の課程において補うことが容易になるということですか、異年齢とのコミュニケーションの機会が増える、あるいは小学生の中学生への憧れ、それから中学生の小さい子への思いやりが育まれる等の教育的効果も期待されることから、本村におきましても、まずこれを目指す姿として考えているものでございます。

進行状況についてでございますけれども、昨年度来、学校運営協議会におきまして本村の子供たちの特徴やよさについて話し合い、国の動向等も踏まえ、子供たちに必要な力をつけるために環境をどう整えていったらいいかを熟議してきております。その中で、学校、保護者、地域がどう関わって環境を整えるかという視点とともに、組織的規模上の課題も明らかになってきたこと、またこれと合わせ区会や団体との懇談会におきましてもその学校統合に関わる議論を求める声が出されてきたということも踏まえ、本年10月、第2回協議会開催時に学校統合のメリット、デメリットという視点について協議会でご議論いただいたところです。

小規模校によるきめ細かい指導、一定規模による思考の高まり、それから運動等の種目の広がりなど児童の視点による話し合いのほか、子供のいない地域住民の声についてなど多岐にわたる視点からの話題が出されましたので、今後これを整理、まとめまして、今後に向けての計画を立ててまいります。学校運営協議会の皆さんには、地域や保護者を代表して集まっていたいただいているということから、本件に関する様々な声に対してアンテナ役になっていただくことをお願いしているところでございますが、いずれにしましても子供のよりよい環境をどう整えるかということをお大切に本件を進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 再質問ありませんか。

連茂君。

○1番（連 茂君） まず最初、村長に聞いた赤井川村での子育てについて、こちらについて、正直言って回答がなかったものですから、とつても心証を害する答弁だなというふうにちょっと思われています。

まず、確認させてもらいたいのですけれども、この1歳保育に関して特別委員会というのは、いつ議会に付託されたのかお尋ねします。それがどのときに特別委員会をつくり、どの時点で議論をし、いつからこの1歳児保育というのを始めようと考えているかという

のも含めて、ちょっとタイムスケジュール的なことに関して、ちょっと僕には特別委員会で議論を行うということ自身からちょっとしっかりと把握ができていないものですから、その辺ちょっとまずお答えください。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） 特別委員会というか、議会の総務開発常任委員会のほうで前回こういったものの考え方を整理させて、今後議論させていただきたいということでご説明をさせていただいておりますので、今後、来年1月以降、また議会の運営委員会のほうとご相談をさせていただきながら話のほうを進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（岩井英明君） 連茂君。

○1番（連 茂君） これ質問した意図を問わず語りで、本当にちょっと申し訳ないような気もするのですけれども、特別委員会のときに副村長から言われた言葉で、人員の問題なのですけれども、人員は1人の退職者がいるので、1人を募集して、もう一人は協力隊でということが話されたときに、4月には1歳児保育を始めたいというふうな趣旨の内容があったと思うのですが、実際に今から特別委員会をつくって議論をして、そういうことがまず可能なのかというタイムスケジュールはどうなっているのですかと一番最初の質問をしたのも今後議論を行うからということと答弁を控えられているみたいですが、その時点でどうしてそのスケジュール的なことというのは回答の中になかったのか。僕としては、とっても不思議なのです。

特に1歳児保育に関しては、今特にテレビや報道なんかで皆さん御存じだと思いますけれども、保育の仕方というものが世界的に見ても日本はかなり遅れていると。1歳、1人の保育士に対して日本の場合は6人から7人ぐらいの幼児を見れる。だけれども、世界的に見ると大体1歳の保育士から2名とか3名とかというレベル、非常に遅れているのが問題視されて、その行方というのは国が決めることなので、なかなか僕らのほうで太刀打ちできる話ではないですけれども、そういうことを踏まえながら、新たに安全な、そして価値のある1歳児保育というのをスタートを切ってもらいたいというのが僕の願いで今回この質問にしている、これに関しては多分住民の皆さんもかなり興味を持っている話だと思うのです。それが今のこの回答も広報に出してしまうわけです。それを考えたときに、とっても心証が悪いなというふうな気がしていて、議会側としても今後どういう議論が重ねていくのかというふうな部分のスケジュール的なことも話されない。なおかつ、住民がどうしてほしいかというふうな内容の回答もいただけない。これだと、本当に回答になっていないというか、答弁になっていない。一般質問のもともとの意味さえ、これは失ってしまうような回答だと思いますが、村長のご意見をお伺いします。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） 連議員としては、そういうご意見をお持ちなのでしょうけれども、私どもとしては総務開発常任委員会でご説明をさせていただいて、議会の皆様とそれぞれ意見交換をしながら方向性を出していくというようなお話をさせていただいております。

その状態の中で、連議員からの一般質問について答弁をしていくというのは、我々が議会のほうにお願いをして話を、話を、議論をする場も設定してもらっているという立場からすると、大変ほかの議員さんには失礼なことだというふうに私としては判断させていただきましたので、このような答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 連茂君。

○1番（連 茂君） 3回までということなので、これ以上はやめておきますけれども、逆にこの後どういう出し方というか、1歳児保育に向けての提案の仕方があるのかをちょっと楽しみにしたいと思います。

次、教育委員長のほうのご回答に対して、ちょっと気になった点が何点かあるので、ご質問をさせていただきます。まず、高1ギャップとオーストラリアの研修に話しては非常に内容を評価しました。ぜひこれ今書いてある部分に厚みをつけていただければ、当然今一生懸命やられているということは、厚みをつけるための努力をされていると思いますけれども、例えばオーストラリアの研修でいうと、ぜひ取り残しのないように、高校生なんかも僕の個人的な意見としては行かせていただきたいように努力を、早くそういう道筋をつけてもらいたいなというふうに思います。

質問ですが、中学生の部活動の外部委託、地域移行という言葉になっていますけれども、外部に委託をするような形になると思います。土曜日とか日曜日に一般の農家さんとか一般、働いている方が部活に対してのお手伝いをする。それに対して対価とかという、金銭的なものとか、そういうふうなもの今お考えというか、国で示されている部分もあるのかもしれないですけれども、ただ無報酬でやってもらう、完全にボランティアで考えられているのか。それとも、率先してそういうふうな人たちも育成しながら行おうとしているのか、その辺の考えがあれば教えてください。

それと、一番最後の学校の統合の問題についてなのですが、広報の中でも統合のメリットとデメリットをテーマに話をもちましたというのが広報のほうでご紹介されていますけれども、メリットとデメリットについては各検討しているところとか、もちろん文科省なんかでもかなり出されていると思うのですが、赤井川村としてこのメリットとデメリットを踏まえた上で、前回の答弁の隣接型と分離型の一貫校を検討しているというふうな部分を、そのメリットとデメリットからこの一貫校の在り方というものの形づくられたものが僕は前回の質問、令和6年度のときの……違う。ごめんなさい。2年前の一般質問で、ある程度形が出てきたと思ったのですが、今回の質問の回答としては、今からもう一回協議会のほうで議論をいただいて、今後また検討していくというふうな内容に僕は読み取れるのですが、ある程度、例えば父母の方に分離型とか隣接型とかと言っても、そんなの知らないよというふうな回答を何人かの人にいただいたのです。だから、そういうふうなある程度の形づくられたものがあると僕は当然思って質問に臨んだのですが、いまだその辺の一步踏み出した統一、一貫という部分の考え方というのは今でき上がって

いないものなのでしょうか。

○議長（岩井英明君） 教育長。

○教育長（根井朗夫君） 2点に関わってのご質問がありましたので、お答えさせていただきます。

まず、部活動の関係です。まず、部活動の地域移行の関係についてですが、これからそれぞれ国や道の計画方針と合わせて検討を図らせていただきますとお答えさせていただきますけれども、例えば現段階の中で地域コーディネーターについては、例えば予算が国と道と、それから地方自治体の配分率が幾らずつであるとか、そういう方針がある程度出てきています。幾つか具体的な方針がもう出されたものと、まだこれから具体的な方針ですとか、それから具体的なサンプリングというか、そういうものが出されているものと、まだ十分出されていないものがあるのです。そういうところから、今予算的なものについては、例えば外部コーチ、うちの村は正直外部コーチという部分の進め方という部分でいうと、ほかの町村、この周辺校でいえばある程度、一定進んでいるといいましようか、ほかの町村よりも外部の人たちにいろいろご協力いただきながらやっているところは、むしろ多いところであります。ただ、それはうちの村の単費でやっているのです。ところが、今回のこの国の方針として出てきたものについては、国や道がある程度の経費のほうもある程度見ながら、国の方策として出てきていますから、だからその辺りのところの方針も全て見極めながら、あとそれぞれの大きな市町村と小さい自治体によって具体的な取組もやっぱりある程度違いますので、その辺もちょっと見極めながら、うちの実態とやっぱり合わせながらちょっと考えていかなければいけない。当然お金の部分は、もちろん発生するというふうに我々としては考えております。ということで、お答えをさせていただこうと思います。これが1点。

それから、統合の関係の部分なのですが、これからの具体的な話でいうと、今の例えば隣接型、分離型という部分でいいますと、今の設置の状況からいえば、これを隣接型というのか、分離型というのかという、その辺の定義の部分というのはちょっと難しいところはあるかもしれませんが、ほぼ道路、例えば赤井川小学校と赤井川中学校の立地条件といえ、道路を隔てて隣り合わせに建っているということから、ほぼ隣接型と言える状況だろうというふうには考えます。ですから、いわゆる多くの一般的に言われている分離型という状況ではちょっとないだろうなというふうには考えていますから、そういう状況だろうと。そういうところで、ただこの部分と、ただ具体的な教育課程をどう構成するかという部分でいえば、この後、実際の教育課程をどういうふうに進めていくかというのは、これから地域の方や保護者の方とか話合いを進めていく中で、よりよい形を模索する部分というのがある程度、余裕の部分は持たせたいな、むしろ持たせていきたいなというふうには考えています。ある程度、検討の余地は持たせていきたいなというふうには思っています。

もう一つの方策、方法としてあるのは、義務教育学校というのがもう一つあるかなと思うのですが、今現段階で考えているのは義務教育学校という形ではなくて、小中一貫とい

う形で考えているところです。義務教育学校になった場合には、今の段階ですよ。今の段階では、まだこれはこれからの話合いの中でまだ余裕は、だから考えてはいますけれども、義務教育学校の場合は校長が1人でスタッフも限られた中で、それよりも校長も2人でスタッフも余裕があつて器も2つあるという状況で考えれば、小中の一貫の隣接型が望ましいのだろうなど。うちの実態からは望ましいだろうなどは思っています。望ましいのですけれども、教育課程や地域の実態と合わせながら、みんなで知恵を出し合つて、ある程度考えていけばいいなというふうには考えているところです。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 連茂君。

○1番（連 茂君） 最初の件、僕も実は指導していた側の人間なので、ぜひいっぱいお金をというわけではないですけれども、気持ちよく、自分の子供が卒業したら、もう教えるのはちょっと大儀だなとかというのは、これは人情的にはあるものですから、だからそれでもやる価値が目に見えるもので残るといふのも一つの方法かなと思うので、ぜひよく考えてもらいたいと思います。

統合の件なのですが、統合の件の質問の背景にあるのは、やはり今最後に言われた結局住民もしくは一番主役になるのは子供たちがいい形というのを早く示してもらいたいなというふうなのがあつて、それとどうしても例えば保育所にしても厚生労働省と文科省とが保育所と幼稚園で違つたりなんかしたりだとか、小学校になると、あつちとこつちと分かれてしまつたりだとかというふうなもので、すごく都会とかだったら、どうしても統一性ってなかなか難しいと思うのですけれども、こんなちっちゃな村なので、ぜひある程度一貫した、子供というと教育長は何歳までを子供と考えられているのか、これはちょっと人間の認識によって若干違ふかもしれないですけれども、倶知安のほうの例でいうと、倶知安の子供をみんなで育てる条例というのを今話題にして一生懸命侃侃諤諤とやっているようです。この中には、18歳までの子供たちに対して一生懸命町で子供たちを育てていこうというふうなことを今統一した理念としてやっているところもあるものですから、ぜひ赤井川村もまねをしるというわけではないですけれども、せつかく一貫校の話があるわけですから、統一したプランなんかを打ち出してもらえたらなど。子育てビジョンというのが、そのほうが親たちも持ちやすいのではないかなというふうな期待を込めて今の部分、ぜひ潤滑に進めていきたいなということをお願いして一般質問を終えたいと思います。

以上です。

○議長（岩井英明君） 連茂君の一般質問を終了いたします。

続きまして、能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 一般質問いたします。2件、質問いたします。

まず、1件目は住宅施策についてです。赤井川村に移り住みたいが、適当な住まいが見つからない。村内で条件に合う住まいを探していたが、見つけれず、結局転出してしまふ。そんな事例を耳にすることがここ何年かでより増えたように感じます。せつかくの移

住、定住への希望が住まいがないことではかなえられないとしたら、自治体として大変もったいない話です。

一方で、村内を見渡すと、ふだんは人が住んでいないと思われる家屋もちらほらと目に留まります。赤井川村の持ち家世帯に占める65歳以上のみ世帯の割合は、平成27年国勢調査の時点でも約4割を占めていました。今後、空き家の増加も予想されます。持ち家は個人の財産であり、その住人と住人につながる多くの人の思いが詰まった場所です。行政の立場として難しさもあると思いますが、せめて安心できる住まいの選択肢を用意することはできるのではないのでしょうか。

まずは、既存住宅の流動性を高めるためのインセンティブとなる施策が必要ではないかと感じます。高齢の持ち家世帯が自宅に住み続けるのが難しくなったときに安心して移り住める住宅の整備と、若い世代が中古住宅をリフォームして住めるような支援を両輪として行うことが現状は効果的ではないのでしょうか。その結果、空き家の増加を抑えることができたり、既存の公営住宅に空きが生まれて新たな住人の受皿になるなど波及効果も生まれそうです。以上のような課題感を持ちつつ、村の住宅施策について伺います。

1点目です。住むところがないと言われるその現状とその要因を村としてどのように認識されているのか伺います。

2点目として、赤井川村公営住宅等長寿命化計画では、課題と施策の方向性が適切に整理されていると思います。先ほど提案したような施策も優良な高齢者向け賃貸住宅の供給の検討、コレクティブハウスなど地域で支え合う高齢者向け住宅の供給の検討、持ち家志向の子育て世帯に対する持ち家の空き家情報の提供とリフォーム支援などという形でしっかりと盛り込まれています。具体的な事業化に向けてどのように取り組まれるか、お考えを伺います。

3点目として、老朽化した村有住宅についてです。現在は空き家であり、今後も誰かが入居することを想定していない、そのような状況の村有住宅は何件あるのでしょうか。解体除去にも多額の費用がかかり、一遍に行うことは難しいと承知しておりますが、廃屋のような状態で放置するのは周辺環境にも影響が及びますし、防犯、防災の観点からも好ましくはありません。役割を終えた村有住宅の管理状況と今後について伺います。

次に、2件目の質問です。財政健全化に向けた取組について質問いたします。8月に財政健全化アクションプランが公布されました。村としての考え方を示し、住民の皆さんと共有されたことについて意義あることだと考えます。プランの内容から、何点か質問いたします。

1点目として、添付された資料では、歳出の特徴として投資的経費事業の有無が行政コストに大きく影響しますと説明されています。ただ、各年度における投資的経費、その他経費増加の要因として挙げられている事業を見ますと、例えば新型コロナウイルス感染症対策事業のように国の交付金や補助金、過疎債などの利用で財源の裏づけがあるものも多いようです。赤井川村において財政硬直化を招いている本質的な課題は、経常的経費の収

支バランスが崩れていることだったのではないのでしょうか。プランの中では、その部分が明確には触れられていない印象を持ちました。改めて経常的経費の収支バランスをどうするかという観点から、村の考え方をお示してください。

2点目です。歳入歳出の見直し項目について、今年度中に検討、来年度実施とされている項目が幾つもありますが、それぞれについて具体的な内容が聞こえてきません。住民の賛否が分かれるだろう事案も散見され、合意形成が間に合うのか疑問に感じています。スケジュール感をお示してください。

3点目です。歳出について、金額自体の削減はもちろん大切なことですが、そのお金の使い方についても工夫の余地を感じます。地域内経済循環を高めるような使い方、また地域産業の育成、人材の育成に配慮することは大前提と考えますが、いかがでしょうか。村長のお考えを伺います。

また、アウトソーシング等により職員の人件費の抑制を行うとされておりますが、現状では直営だったものを外部委託したことで、かえって歳出増となっている事業や近隣自治体の同種事業と比べ、桁違いの委託料を支払っている事業も見受けられ、アウトソーシングもよしあしと考えます。アウトソーシングありきではなく、まずは必要な業務内容、業務量を十分に精査し、村の規模に見合った適切な体制を選ぶことが大切であるように感じますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） それでは、能登議員のご質問にお答えさせていただきます。

まずは、住宅施策についてでございます。1点目は、既存の空き家住宅の流動化ですが、村としては議員ご指摘のとおり個人財産であることから、以前よりしりべし空き家バンクの活用を奨励しています。空き家所有者へバンク制度の周知や意向確認も行っており、1軒でも登録してもらえるよう、今後も所有者への働きかけは継続していきたいと考えております。

2点目の住むところがないと言われる現状とその要因を村はどのように認識されているのかという点でございますが、村としては住む場所がないという認識はしておりません。公営住宅や貸しアパートなどが空いておりますが、条件で入居ができない方や住宅の規模などの状況で入居を敬遠される方、金額が合わず入居をためらう方など様々な方がいることも認識しております。議員のご指摘のとおり、赤井川村公営住宅等長寿命化計画を策定し、その中で課題を整理し、目標を立てております。その目標に向けた事業化を計画し、道に対して報告を行い、承認を受け、公営住宅の新築及び改築の補助事業を進め、取り組んでおります。具体的には、その時々に入居者ニーズに合った事業の実施、全面改修によるバリアフリーや部屋数の増減、現在はユニットバスの設置などですけれども、これらを行っております。

3点目の今後も誰かが入居することを想定していない村有住宅ですが、一般に貸出しで

きる村有住宅にご指摘の住宅はありません。村有住宅で教員住宅として区分されているもので、しばらく入居者がなく空き家となっている住宅は5戸ございます。今後は、前回の議会で報告したとおり教頭住宅の整備計画を検討する中で取扱いの方向性を出すことになります。

また、廃屋のような住宅とのご指摘ですが、村有住宅ではない寿住宅が4戸残っており、年に2戸ずつ解体するよう計画しており、解体までの間は以前議会協議会の中でもご指摘をいただいている空き家の教員住宅も含め、草刈りや雪の処理など最低限の維持管理は引き続き行ってまいります。

続いて、財政健全化に向けた取組についてでございます。1点目の経常的経費の収支バランスをどうするかという点につきましては、地方公共団体の財政状況類似団体比較カードからも赤井川村の財政状況の特徴として経常的経費である物件費（電算システム経費や委託業務費）などです。維持補修費、公共施設、道路、橋梁等の維持修繕費、補助費など、各種団体に対する補助や一部事務組合への負担金などです。の割合が高い傾向にあります。村税、地方交付税をはじめとする経常的収入を確保し、経常的経費を圧縮させていくことが収支バランスの均衡、改善を図るものとなります。1年間に入ってくる収入に対して住民の暮らしを支える行政運営経費が過剰ではないかを考えるとともに、地域課題や住民ニーズに対応する事業を行う際には国や道の補助制度等を検討し、極力一般財源の負担が少なくなるよう事業展開を進めていく考えでおります。

2点目の住民の賛否が分かれるだろう事案が散見され、合意形成が間に合うのか疑問を感じるので、スケジュール感をとのことですが、複数の案件がありますことから、議会の皆様はもとより、関係する農業団体や住民団体と令和5年度から適宜協議をさせていただき、財政健全化アクションプランの目的である令和8年度の財政健全化に向けて取組を進めていく考えであります。

3点目の経費削減と並行して地域産業の育成、人材の育成への配慮の必要性についてですが、人口減少により基幹産業はもとより、今後さらに地域のあらゆる担い手層の減少が確実に訪れるものと認識しております。今後も新規就農者育成支援をはじめ、現在計画を進めている山村活性化支援センターを再活用するプロジェクトを手始めに、国の支援制度などを活用しながら、これらの課題については取組を進めていきたいと考えております。

4点目に、必要な業務内容、業務量を精査し、村の規模に見合った適切な体制構築に関してのご質問ですが、議員発言のとおり私もアウトソーシングありきという考えではありません。現在は、民間の経営感覚や人材活用が必要とされる施設と専門的知識や人材を必要とする介護サービスや相談、援助業務については、住民サービスの向上並びに人材の確保を最大の目的として民間事業者に担っていただいております。その結果として、村職員数の減少や人事管理部門、財政部門においても関係業務の削減につながっております。先にも触れましたが、行政分野のみならず、地域の公共サービス全体として担い手層の減少が危惧されますので、村が直接担うことが必要なのか、あるいはアウトソーシングにより

民間事業者に委ねることが適切なのかについて、今後も検討しながら適切な行政運営につなげていく考えであります。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 再質問ありますか。

能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） では、1件目の住宅施策について再質問したいと思います。

まず、答弁の順番、質問に対する答弁の順番がちょっと入れ替わったり、1点目の質問が2点目に来ていたりして、ちょっとなかなか再質問もしにくいのですけれども、ある程度その辺はこちらでできる限り整理して再質問をしたいと思います。

まず、空き家バンクのお話が出ておりました。空き家バンクの状況を見ますと、赤井川村からは1件も登録されていないという状況が、多分最近もそうなのではないかなと思います。一方で質問、先ほども述べましたように空き家状態の家屋は、かなり村の中を歩いていても目立つという状況、その一方で空き家バンクになぜ登録がないのか、その辺も疑問に感じるところですが、その辺は村のほうでどのようにその状況を把握しているか、認識しているか、その点、1点お聞かせください。

また、最初の質問の2点目、中古住宅の流動化を進めるということで高齢者向けの賃貸住宅の供給であるとか、あとは中古住宅のリフォームの支援など両輪として進めるのはどうかという質問をしたのですけれども、その点に対する回答がないので、村のほうの考え方をお聞かせ願えればと思います。以前、中古住宅のリフォームに関しては案などが協議会などで示されたこともありましたので、具体的にどのような事業をお考えになっているのか、また考えてはいないのか、その辺整理してお聞かせいただければと思います。

以上、2点です。お願いいたします。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） まずは、空き家バンクの関係についてですけれども、議員ご指摘のとおり今のところ登録されておりません。我々も担当のほうで空き家があればというか、見つければ所有者の方に確認をするということはしております。ただ、最初の議員のご質問にあったように個人の財産で、それぞれの思いで残されているので、我々のほうで何とか登録しませんかというような話をしても、それぞれ個人の持ち主の方の意向がございますので。ただ、空き家になっているという部分を把握したときには、一応所有者を当たってみたりだとか、いろんな事情で貸せないという個人的な問題の方もございますので、そういったところはまるっきりほうってあるわけではなくて、内容を確認しながら呼びかけをさせていただいておりますので、今後においてもそれは継続して、また新しい情報が入ればというような感じでもありますし、機会があれば私なんかも個人的に知り合いの方の空き家があれば、その後考え方は変わっていないですかというようなお声がけなんかもさせていただいておりますので、ご期待に応えられるような、右から左にぱっと行くような状態ではないですけれども、一応情報があれば、そういうような形で村のほうも確認を

しながらということはやってございます。

あと、高齢住宅、あと古い住宅のリフォームというのを議員おっしゃるとおり、前に1度こういう考え方で進めてみたいのですけれどもというふうなお話をさせていただいたことがございます。ただ、まるっきりゼロに考えているということではないのですけれども、それより先にまずは今回、前回の臨時議会で予算について了解をいただいたり、条例を了解いただいた、まずは農業施設、新規就農者のというような部分でのところに先に手をつけておりますので、優先順位としてそちらのほうを先に進めたという経過がございますので、今後においてもそういった周りの状況を見ながら、また検討をして、時期を見計らいながら議会のほうにもご相談しながら進めていければなとは思っておりますけれども、優先順位を考えて今のところ、まだそのところには手をつけていないと、こういう状況でございます。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 空き家の持ち主の方について、村のほうでもお話しした上で持ち主の方の意向であるとか、それぞれ事情があった上で今空き家バンクには登録がない状況というお話でしたが、そのそれぞれの事情というのをちょっと共有していただけないかなと思います。どんな事情でその中古住宅の流通が進まないのか。なぜかという、その事情をクリアするような何か施策が打てれば、もしかしたら移って、そこにまた新たな住人が入るとか、そんな動きも出せるかもしれない。そこがやはり行政としてできることのきっかけになるのではないかなと。考え方のきっかけになるのではないかなと考えますので、今お話しいただいたその持ち主の方の意向とか事情、そこら辺について村としてはどのような事情があって、例えば高齢になっても移り住めないのかとか、あと空き家として登録できないのか、そういうのをどのように把握されているか、ちょっと具体的なところをお聞きできればと思います。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） あまり具体的にお話しすると、個人が特定されてしまったりする場合もあるので、あまり具体的には言えませんが、例えば仏壇が置いてあって親族が集まるのに、まだその仏壇を持っていけないし、あとお墓もここにあるので、まだ誰かに住んでもらうということは差し控えたいとか、あと売る意向はあるのだけれども、値段が合わないとか、そういったような個々様々な事情もありますし、やっぱり相続の関係で問題になっている部分だとかというのもございますし、理由は様々でございます。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 理由について、精査した上で有効な施策につなげていただければと思います。

次に、2点目の質問について再質問いたします。財政健全化に向けた取組についてということなのですが、1点目の経常的経費の収支バランスということでご回答いただいたの

ですが、具体的な対策というのがちょっと見えにくいのかなと思いました。アクションプランにも何点か項目載せてあるのもありますし、この際具体的な対策、どのように考えているか、もうちょっと踏み込んで答えていただければと思います。

そして、2点目のスケジュール感です。答弁によりますと、令和5年度から適宜協議をさせていただきとのお答えだったのですが、アクションプランを見る限り、今年度中に検討を終えて来年度からという事業があったので、そもそも質問をさせていただいております。なので、令和5年からの協議だと全く間に合わないこととなりますが、それらは令和5年に持ち越すというお考えなのか、その辺整理してお答えいただければと思います。

まず、その2点、再質問いたします。お願いいたします。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） すみません。手元に資料がちょっとないので、具体的な事業名というよりは今頭に入っているもので、例えば農業関係でいえば、ここにも書いたようにそれぞれ農業者団体だとか個々の農家さんの意見も聞きながらという部分がありますので、そういった部分に関して令和4年、5年、6年ぐらいまで線を引っ張ってあったのではないかなというような感じがしているのですけれども、その中で協議をしながら見直しするものは見直していくというような格好でやっていますので、例えば令和4年に話を持ちかけて、5年までに方向性を出して6年からだとか、それぞれ事業によって線が伸びていたと思うのですけれども、そういった意味で具体的に今年から動いていて、来年度以降に進めるものとかというような形で読み取っていただければなというふうには考えてございますということと、あと具体的な部分に関していえば、とにかく今実施している事業、住民サービスの部分も含めてですけれども、やはり補助金だとか何かという部分が我々としてはやっぱり見直していく上では重要なというふうには思っていますので、そういった部分をきちんと各事業ごとに見直しをかけながら、新たにやりたいこともあるものですから、その部分のことをやるには、やっぱり見直しをかけていかないとならないというふうには考えていますので、前もどこかでお話をさせていただいたと思いますけれども、やっぱり積み重ねていってしまうと、どうしても経常経費がだんだん増えていくというような格好がありますので、そういった部分を具体的に一つ一つ事業を見直していきながらやっていくという考え方で進めたいというふうに思っております。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） スケジュール感のことで、もう一度確認させてください。

線が引っ張ってあるのが伸びているといえば伸びているのかもしれないのですけれども、あの表を見る限り、何も知らないでぱっとあの資料を見たときに、やはり令和4年、今年度中に検討、来年度から実施と書かれていると、やっぱり読むほうにしてはそうなるので、今お手元に資料ないということですので、ぜひご確認いただき、やはり来年度からになっているものは住民からしても来年度から何か変わっていくのかなと、やっぱり受け止めてしまうと思いますので、その辺は整理して情報発信していただければよいかな

と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） 我々としても出した以上は、住民に見える形で検討しているということをお示ししなければならないなど。絵に描いた餅になってしまうなどというのは、もう事務方としては肝に銘じながらやっていかなければならないというふうに思っていますので、その辺は当然住民の方々にお話をしていかなければならない部分もそれぞれありますものですから、そういった活動を今後進めていきたいというふうに思います。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君の一般質問を終わります。

続きまして、湯澤幸敏君。

○5番（湯澤幸敏君） よろしくお願ひいたします。本日は、介護予防についてご質問させていただきます。

介護予防については、過去にフレイルなど具体例を挙げ、その取組について質問もしましたが、今回は別の観点から介護予防への取組について質問させていただきます。

私も対象者の一人ですが、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年には介護ニーズがますます高まり、介護費用もさらに増加することが予想されます。国は、介護制度の次回改定時期である2024年度に向け、介護保険の給付と負担などについての検討を本格的に始めたとのこと。いずれにしろ、財源確保には国民の負担増と給付低下は免れられないとの専門家の意見もあることから、今自治体に求められ、期待されていることは、要介護となる人をできるだけ増やさないための介護予防をより強化することではないでしょうか。介護予防といっても幅広い内容がありますが、運動機能向上のための運動を習慣化することが衰弱、転倒、骨折、関節疾患などによる要介護状態を防ぐ重要なポイントになるかと思ひます。

そこで、この冬からこれまでの実施方法を変更した村で行う運動教室について質問いたします。今回、実施方法、内容が変更されましたが、その変更理由をお聞かせください。

次に、しっかり運動、ゆっくり運動の参加者をどのような方々と想定しているのかお聞かせください。

最後に、ゆっくり運動について、その効果と何を期待しているのかお聞かせください。

以上についてお答えください。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） それでは、湯澤議員のご質問にお答えします。

まず、1点目の実施方法、内容、変更理由についてですが、村内では3つの機関が体や頭を動かすメニューを実施してきました。1点目は、全村民を対象とし、冬期間に計10回行われております保健福祉課が担当する運動教室、2つ目が全村民を対象として春から秋の間に月1回開催される社会福祉協議会のすこやか健康塾、3つ目が高齢者を対象とし、春から秋は月1回、冬期間は週1回行われる地域包括支援センターの元気はつらつ教室の計3種類の運動教室が存在しております。それぞれ開催時期や対象者に違いはあるものの、

運動強度に大差はなく、参加者はどれも高齢者がほとんどで顔ぶれも重なっていることから、地域ケア推進会議で事業内容見直しの必要性が検討されました。その検討過程で高齢者が参加する教室はあるものの、若年層が参加しやすい時間帯や運動強度を持つ教室が存在していないことが議論となり、役場保健福祉課は健康増進法に基づく生活習慣病予防を目的として、働き世代が参加しやすい教室を整備する準備を行っていくということになりました。

2点目のしっかり運動、ゆっくり運動の参加者の想定ですが、しっかり運動については20代から50代を想定しております。しかし、実際は若者だけでも、激しい運動が難しい方や60代を超えているけれども、元気に走ったり、強度の高い運動ができる方は存在しておりますので、ある程度激しい運動をしても健康上問題がない方の利用をお勧めしていこうということで考えております。ゆっくり運動は、これまで実施してきた冬の運動教室の参加者を想定しています。村の運動教室は送迎を実施していないため、自力で健康支援センターに来所できる比較的元気な高齢者や強い運動を控えたい若年層に適したレベルです。社会福祉協議会や包括支援センターの運動に比べ、村の運動教室は運動強度を高めを設定しており、村の運動教室のレベルがちょうどよいと言ってくれる参加者もいたことから、従来のレベルの教室も残したということでございます。

3点目のゆっくり運動の効果と期待するものについてですが、健康状態の改善を目的としているしっかり運動に対し、ゆっくり運動は主に健康状態の維持や転倒予防、フレイル予防等、介護予防を目的としています。内容は、これまでの運動教室と同様です。運動効果としては、昨年度教室内で参加者に実施していただいた体力テストの結果を初回と最終回で比較し分析したところ、運動機能が低下した方は見られず、むしろ向上した方も複数いらっしゃいました。ただし、計10回開催していたところを今年度は5回の開催としていますので、運動教室で健康を維持するというよりは、日頃の生活に運動習慣を取り入れるきっかけづくりになっていただけたらと考えて進めております。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 再質問。

湯澤幸敏君。

○5番（湯澤幸敏君） 一つ一つを丁寧にお答えいただき、ありがとうございます。

私もこれについては、しっかり運動、ゆっくり運動というよくネーミングを考えたなと思って、参加意欲を高めるネーミングではないかと思えます。でも、私も前々から高齢者だけではない運動をする機会を提供したらいいかなというふうには思っていました。ただ、今回残念ながら今回の運動教室は5回、5回ということで、どちらかという、しっかり運動が入ってきただけに、ゆっくり運動が押し出された形で5回と減らされています。これでは、本来の目的は達成できないのではないかと。村長もしっかり運動については、介護予防を目的としているというふうにおっしゃっていますので、実は介護予防をする目的とするのであれば、5回程度のことは明らかに達成できないわけです。私を感じるのは、

こういうことをやっていますよという、何となくやっている感でしか見えないのです。本当の目的を達成するのであれば、ゆっくり運動については5回で終わるのではなくて、もっともっと、10回でも私は少ないと思っています。村長、その辺の辺りはどのようにお考えでしょうか。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） ネーミングについては、担当者のほうでそれぞれ関係機関のそれぞれのケア会議の中で進められたネーミングだというふうに私は理解しております。あわせて、今回現場でそうやって取り組んでいる担当者たちが知恵を出し合いながら、それぞれ重複している部分については集約をしながら、また今まで手がなかなかつけられなかった若年層、若い世代の方々にもそういった機会をつくるというようなことで、一種の今までやっていなかったことへの挑戦ということにもなりますので、今後においてまたそれぞれやっている教室ございますので、それらの重点的に、定着的に回数を増やしていただくということが今後の課題としては残るでしょうけれども、まずはこの冬というか、に向けてそういったことに取り組みながら、どの程度参加していただけるか、効果が見れるかということを見る中で今、議員ご指摘をいただいた回数だとか何かというの、それぞれほかにも高齢者の部分がありますので、そういった中も踏まえながら今後の宿題というふうに考えさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 湯澤幸敏君。

○5番（湯澤幸敏君） 今、村長お答えになりましたように、まずはということで、これで終わらなくて、しっかりと今後、次年度に向けて必要であれば予算をつけることも考えなくてはいけないかと。どうか運動教室は10回だから、その中にしっかり運動を組み替えたのだということではなくて、ゆっくり運動の大切さというのもしばらくそのまま継続して考えてやっていただきたいというふうに思うので、ぜひとも次年度はそういう期待をしていますので、よろしく願いいたします。

○議長（岩井英明君） 湯澤幸敏君の一般質問を終了いたします。

以上で一般質問を終わります。

#### ◎国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について

##### 忠魂碑の補修に係る要望書について

○議長（岩井英明君） 次に、北海道町村議会議長会会長より国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書、そして赤井川村遺族会会長より忠魂碑の補修に係る要望書が届いております。

これらにつきましては、総務開発常任委員会に付託し、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書及び忠魂碑の補修に係る要望書は、総務開発常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

◎散会の議決

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

委員会審査のため、審査終了までの間、散会いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、委員会審査終了までの間、散会することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（岩井英明君） これにて散会いたします。

（午後 2時50分散会）